

予算項目	管渠費 委託料他
委託番号	長期 第11号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和6年11月28日	履行期間	から
委 託 名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託				令和9年3月31日
委 託 場 所	市内一円			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	[国 補] ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		維持管理業務	一式
	業 務 価 格				
	消費税等相当額				
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託

仕 様 書

令和6年11月

秋田市上下水道局

◆用語の定義◆

本仕様書における用語の定義は、以下に定めるところによる

用語	定義
委託者	秋田市上下水道事業管理者のこと
受託者	委託者と契約により本業務または関連する業務を受注した事業者のこと
履行監視受託者	委託者が本業務の履行監視、モニタリングおよび技術的指導のため発注を予定している「【仮称】下水道管渠維持管理業務包括委託履行監視業務委託」を受注した事業者のこと
委託者等	委託者および履行監視者の両方またはその一方のこと
関係法令等	本業務を履行する上で準拠、遵守しなければならない法令、条例、規則等のこと
再委託	受託者が、関係法令等の許す範囲内において、業務の一部を第三者へ委託すること
再委託先	受託者より再委託を受けた事業者のこと
書面	報告書など各種文書を紙に印刷したもの
電子記録媒体等	書面および各種文書を電子ファイル形式で作成し、DVD、不特定多数の第三者が閲覧不可能なクラウド上など、電子記録媒体へ保存したものの両方またはその一方のこと
指示	委託者の発議により、委託者等が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準および計画等を示し、実施させること
承諾	受託者の発議により、受託者が委託者等に報告し、委託者が了解すること
協議	委託者と受託者が対等の立場で合議すること
提出	委託者等が受託者、又は受託者が委託者等に対し、業務に係る電磁的記録等を説明し、差し出すこと
報告	受託者が委託者等に対し、業務の状況又は結果について電磁的記録等により説明し、知らせること
連絡	委託者等と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリおよび電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により、互いに知らせること

法定点検	<p>法令等に基づいて行う下水道管渠等の点検のこと</p> <p>排水樋門樋管点検においては、河川の堤外地が計画高水位より低い区域にある樋門等の点検のこと</p>
通常点検	<p>下水道管渠等の機能維持、劣化状況の把握等のため行う点検のこと</p> <p>排水樋門樋管点検においては、河川の堤外地が計画高水位より高い区域にある樋門等の点検のこと</p>

第1章 総則

1 目的

本業務は、秋田市上下水道局が所管している下水道管路施設等の維持管理に係る業務（点検、調査、清掃、草刈、緊急的に発生する修繕、住民対応、災害対応および計画策定等）を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設に係る維持管理の効率化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 本仕様書は、「秋田市下水道管路維持管理包括業務委託」に適用する。受託者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- (2) 業務の概要は、別紙「業務概要」に示すとおりである。
- (3) 本仕様書および図面に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

3 履行期間

本業務の履行期間は、以下のとおりとする。

委託契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日 まで
ただし、委託業務の開始日は、令和7年4月1日からとする。

4 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

5 秘密の保持

本業務は、機密事項を取扱うものであり、受託者には厳正な事務処理が求められることから、業務に当たり、次の各号に示す事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た委託者の機密事項を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。
契約終了後又はこの契約の解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本委託業務の履行上必要な場合を除いて、その取扱う委託者の機密事項を第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の処理において取扱う委託者の機密事項を利用の目的の範囲を超えて利用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の処理において取扱う委託者の機密事項を当該事務処理の用以外の目的で複写又は複製をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務が終了した場合は、委託者が業務の処理のために提供していた委託者の機密事項が記録された資料を委託者に返還しなければならない。

- (6) 本業務の実施により得られた資料および成果の所有は委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾なくこれらを公表してはならない。

6 関係法令等の遵守

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和6年4月1日以降適用）」に掲げる法令のほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係法令等の運用および適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。なお、建設業退職金共済制度および建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

7 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

8 公益確保の義務

受託者は、業務に当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

9 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受託者は、礼節を守り、秩序ただしく言動および身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。
- (2) 受託者に違反又は委託者等の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は委託者等からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図らなくてはならない。その後も改善が認められなかった場合には、使用人等の変更を行うものとする。

10 提出書類

- (1) 受託者は、業務の履行開始前に、業務計画書等の委託者等が指示する書類を提出し、その承諾および身分証明書の発行を受けた上で本業務を開始しなければならない。各書類の様式は委託者等の指示および協議により定めるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、直ちに変更届（変更版）を委託者等に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行開始以降、本業務の実施期間中において、委託者等が指示する書類がある場合は提出しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務が完了したときは、業務完了報告書等の委託者等が指示する書類を速やかに提出しなければならない。
- (5) 受託者は、前各号の提出書類のほか、委託者等が指示した書類は、指定した期

日までに提出しなければならない。

11 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、本業務の履行期間中、関係官公署およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署およびその他の関係機関への届出等を受託者の責任と負担において、速やかに関係法令等の定めるところにより行わなければならない。なお、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者等に報告しなければならない。また、委託者等が行うべき届出等は、受託者は書類作成および手続き等に協力しなければならない。
- (3) 受託者は、関係官公署等との協議を必要とする場合又は協議を受けた場合は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、民有地等に立入りをを行う場合は、占有者および管理者もしくは所有者の承諾を得なければならない。

12 業務実施体制

- (1) 受託者は、速やかに別紙「業務実施体制」に定める体制を整えなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、別紙「業務実施体制」に示すもののほか、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置すること。

13 再委託

- (1) 受託者は、業務を再委託する場合は、業務の履行に先立ち、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間、範囲および理由ならびに再委託先に対する指導方法等について、書面により委託者等に届出なければならない。また、業務の履行期間中に再委託先を変更する場合も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先に、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為およびその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先との契約において、再委託先を監督するための手続および方法について具体的に規定しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、委託者等の求めに応じて、その状況を速やかに報告しなければならない。
- (5) 委託者等は、業務の実施に当たり、著しく不適當であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

14 責任者および業務従事者の配置

- (1) 受託者は、本業務の履行のために必要な人員を配置しなければならない。
なお、各年度の6月1日から9月30日までの期間においては、2班体制で住民対応業務等を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行責任者として、業務全体を一元的に統括管理するための業務責任者を1名専任しなければならない。なお、業務責任者は以下の条件を全て満たす者でなければならない。
- ア 代表となる構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引続き3か月以上の雇用関係がある者。
- イ 建設業法第27条に基づく認定を受けた「1級又は2級土木施工管理技士」又は下水道法第22条の有資格者。又は地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格認定者。又は公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。又は技術士法第32条に基づく登録を受けた「技術士（下水道部門）」の資格を有する者。
- ウ 下水道管路施設の維持管理業務（調査、清掃、管路の修繕工事に限る。）に関する7年以上の実務経験を有する者。
- (3) 受託者は、業務責任者を補佐するため、副業務責任者を必要に応じて任命しなければならない。また、副業務責任者は、業務に従事する者の技術上の指導監督を行うとともに、業務責任者の不在時にその業務を代行しなければならない。なお、副業務責任者は以下の条件を全て満たす者でなければならない。
- ア 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約がある者。
- イ 建設業法第27条に基づく認定を受けた「1級又は2級土木施工管理技士」又は下水道法第22条の有資格者。又は地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格認定者。又は公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。又は技術士法第32条に基づく登録を受けた「技術士（下水道部門）」の資格を有する者。
- ウ 下水道管路施設の維持管理業務（調査、清掃、管路の修繕工事に限る。）に関する5年以上の実務経験を有する者。
- (4) 受託者は、修繕（工事）を実施する場合は、土木工事について資格を有し、秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和6年4月1日以降適用）に基づく主任技術者および監理技術者を配置しなければならない。
- (5) 受託者は、点検、調査等の現場作業を実施する場合は、現場責任者として、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者を1名以上現場に配置しなければならない。

(6) 受託者は、排水樋門樋管の法定点検を実施においては、以下に掲げる条件を満たす管理技術者を配置しなければならない。

ア 技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））の資格を有する者を管理技術者として配置できること。

イ 排水樋門樋管点検業務と同種業務の実績と同等の業務に従事しかつ、業務内容に良く精通し同等の経歴を有すること。

15 業務従者名簿の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、業務従者名簿を作成し、速やかに委託者等に提出しなければならない。

16 身分証明書の携帯

(1) 受託者は、「身分証明書交付願」により身分証明書の交付を受けなければならない。ただし、委託者が不要と認めた場合はこの限りでない。

(2) 受託者は、本業務を実施している間、身分証明書を常時携帯し、関係者からの請求があったときはこれを提示しなければならない。

(3) 受託者は、本業務完了後、身分証明書を返還するものとする。

17 地域住民等との協調

(1) 受託者は、業務の実施に当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、可能な限り障害の軽減を図り、紛争等が生じないように努めなければならない。

(2) 受託者は、地域住民等から苦情又は要望等があった場合は、遅滞なく委託者等に連絡の上、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。

(3) 受託者は、本委託業務において、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等を受取ってはならない。使用人および再委託先等についても同様とし、当該行為について十分指導、監督すること。

(4) 使用人および再委託先等が前号の行為を行った場合は、受託者がその責を負うこと。

(5) 本業務の実施において、地域住民等との間に紛争等が生じた場合、受託者がそれを解決しなければならない。

18 協力義務

(1) 受託者は、関連業務の受託者等と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と対等に連携し協力しなければならない。

(2) 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査、試験および検査等に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

(3) 本業務に係る委託者が発注するほかの業務等については、予定を含み、以下の表のとおりである。

なお、これ以外にも各年度において業務を発注する場合がある。

No	業務等
1	汚泥中間処理業務
2	【仮称】下水道管渠維持管理業務包括委託履行監視業務委託
3	管渠長寿命化工事、管渠改良工事等委託者が期間内に発注する工事

19 損害賠償および補償

(1) 受託者は、下水道管路施設等に損害を与えた場合は、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり、注意義務等を怠ったことにより、第三者又は委託者に損害を与えた場合は、その復旧および賠償に全責任を負わなければならない。

20 工程管理

(1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

(2) 受託者は、業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図らなければならない。

(3) 受託者は、当日に実施予定の作業内容および実施した作業内容について、作業日報により管理しなければならない。

(4) 受託者は、毎月末、月次業務報告書により、業務ごとに実施した作業の内容および進捗状況等を委託者等に電子記録媒体等により報告しなければならない。

(5) 受託者は、年度末に年次業務報告書により、業務ごとに実施した作業の内容および進捗状況等を委託者に電子記録媒体等により報告しなければならない。

21 定例報告会の実施

- (1) 受託者は、委託者等への定期的な報告を行うため定例報告会を開催しなければならない。
- (2) 定例報告会においては、受託者から業務の実施状況報告等を受けるほか、必要に応じ、委託者等から業務における指示および報告等を行うものとする。
- (3) 定例報告会には、業務責任者が出席しなければならない。ただし、業務責任者がやむを得ず出席できない場合は、副業務責任者が代行することができる。
- (4) 定例報告会は、月に1回程度開催することを基本とし、必要に応じて増減できるものとする。

22 打合せおよび記録

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者等と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成しなければならない。また、打合せ記録簿は速やかに委託者等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 業務責任者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 受託者は、夏季休暇、年末年始休暇および大型連休等における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により委託者等に事前に報告しなければならない。

23 業務を実施する場所

- (1) 受託者が業務を実施する主たる事務所として、委託者の施設である「川口汚水中継ポンプ場（秋田市檜山登町 12-43）」を業務の履行期間内に限定して使用できるものとする。ただし、使用にあたっては行政財産の使用許可申請の手続きを行うこと。なお、受託者が使用できる執務室および区域等は委託者が別途指示するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の施設である事務所（以下、「事務所」という。）を使用する場合は、善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、本業務の目的外に使用してはならず、委託者の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) 受託者は、事務所を損傷又は滅失等した場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。この場合において、受託者の責めに帰すべき事由により事務所が損傷又は滅失等した場合は、委託者の指示に従い、速やかに原状復旧し又は損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務の履行期間が終了した場合は、受託者は、委託者の指定する期限までに、受託者の負担において事務所を原状回復しなければならない。この場合において、受託者が損害を被ることがあっても、委託者は補償の責めを負わない。

- (5) 事務所の備品等については、委託者の承諾を得た上で使用することができる。
ただし、本業務の履行期間終了時に原状回復すること。また、当該備品の故障等による修理又は交換等の費用については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、事務所の秩序の維持および整理整頓等に努めるとともに、火災および盗難の防止に努めなければならない。
- (7) 受託者は、業務に関係のない者又は車両等を事務所敷地内に立入らせてはならない。また、本業務に関係のない私物等を事務所敷地内に持込んではならない。
- (8) 受託者は、事務所敷地内において、指定された場所以外に車両等を駐車してはならない。
- (9) 受託者は、事務所では業務に専念し、業務に無関係な営業活動又は事務処理等を行ってはならない。

24 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備しなければならない。現場条件等を踏まえ、迅速な対応がとれるよう準備すること。

25 貸与資料および貸与品

- (1) 委託者は、別紙「貸与資料等リスト」に示す資料および物品等を業務の実施に必要な都度、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、前号の貸与を受けようとする場合は、事前に「資料・物品貸与申請書」を委託者に提出し、その承諾を得ること。また、貸与できる期間や条件については、その都度協議すること。

26 参考図書

本業務の履行において参考とする図書は、別紙「参考図書」に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり公衆災害、労働災害および物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、本章の第5項「局地的な大雨等に対する安全管理」に従うとともに、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。また、地震等の災害が発生した場合に備え、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (4) 受託者は、作業にあたっては下水道施設又はガス管等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (5) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに委託者および関係官公署に報告するとともに、必要な処理を講じること。
- (6) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに委託者に届け出ること。

2 安全教育

- (1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、定期的に労働安全衛生法に基づく教育およびその他当該業務に関する安全教育等を行い、業務従事者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホールや管きょなどに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素濃度および硫化水素濃度の測定結果は、記録、保存し、委託者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者および他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者および通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人および車両交通等の安全確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両および歩行者の誘導ならびに整理を行うこと。
- (4) 受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、道路使用許可条件を遵守すること。
- (5) 秋田県が指定する市内の路線において本業務に配置する交通誘導警備員は、「警備員等の検定等に関する規則」に基づき、交通誘導警備業務検定合格者（1級又は2級）を配置すること（警備業者の警備員とする。）。なお、交通誘導警備員の配置について、道路状況等により所轄警察署等の指示があった場合は、委託者と協議し、必要な箇所に配置するものとする。また、受託者は、交通誘導警備業務検定合格証（写し）を委託者に提出しなければならない。
- (6) 作業に伴う交通処理および保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (7) 前号の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、その協議結果を委託者等に報告すること。

5 局地的な大雨等に対する安全管理

下水道管路施設等内においては、局地的な大雨等による急激な雨水流入により、流速および水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道管路施設等内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は下水道管路施設等内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。下水道管路施設等内での作業等を実施する場合は、次の内容を遵守すること。

- (1) 下水道管路施設等内での作業を行う場合は、気象情報や降雨状況に注意し、安全の確保に努めること。
- (2) 下水道管路施設等内での作業を行う場合は、作業開始前に、作業内容、作業時間、作業箇所の水位や流速および避難方法（情報の伝達体制を含む。）等について、その都度ミーティングを実施し、安全管理の内容について業務従事者全員に周知徹底するとともに、写真や書類等により記録すること。
- (3) 下水道管路施設等内に流水機能を阻害する構造物を設置しないこと。
- (4) 受託者は、次の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

特に、次のいずれかの場合には作業等を即時中止すること。

ア 当該作業箇所もしくは上流域に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合

イ 当該作業箇所もしくは上流域に降雨や雷が発生している場合又は発生した場合

- (5) 受託者は、局地的な大雨等による増水に備えるため、次に示す内容を安全管理計画として業務計画書に明記し、委託者等の承諾を得るとともに、その内容について業務従事者全員へ周知徹底を図ること。

ア 現場特性の事前把握

イ 作業等の中止基準・再開基準の設定

ウ 迅速に退避するための対応

エ 日々の安全管理の徹底

【参考】具体的な安全対策等について

「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（国土交通省、http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000036.html）

- (6) 気象警報又は注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。

第3章 業務内容

第1節 共通

1 一般事項

- (1) 作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道管路施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業に当たり、仮締切りを必要とする場合は、事前に委託者等の承諾を得ること。
この仮締切りは、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れが生じた場合は、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法、振動規制法および秋田市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者が委託者等の指示に反して作業を続行した場合および委託者等が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業に当たっては、道路その他の工作物を搬出泥土等で汚損させないこと。万一、汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器又は仮設物等を搬出し、下水道管路施設等内に絶対に放置してはならない。また、作業箇所の清掃に努めること。
- (7) 作業の着手前に、現地の確認を十分に行い、近隣住民への作業のお知らせ方法、交通対策、交通誘導警備員の配置、保安柵の設置および使用機材等を検討し、その資料を委託者等に提出し、承諾を得てから着手すること。また、所轄消防署および警察署等への届出を行うこと。
- (8) 受託者は、作業に当たり、必要な作業車両等を配置するとともに、事前に作業車両の機種、能力および台数等を委託者等に届出ること。
- (9) 本業務の履行に当たり、委託者等が業務事務所又は作業現場に常駐し、管理監督を行う場合があり、委託者等からの助言・指導について、受託者は真摯に対応しなければならない。
- (10) 委託者等は、必要に応じて、受託者の業務履行状況について随時報告を求め、また、調査を行うことができる。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施上、当然必要な事項については、「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書(令和6年4月1日以降適用)」に準拠するものとする。

第2節 業務報告書等の作成

1 年次業務報告書

受託者は、翌年度開始日から14日以内に、前年度に履行した業務の内容および進捗状況等を網羅した年次業務報告書を作成し、電子記録媒体等を委託者等に提出しなければならない。

年次業務報告書には、各業務の年間の業務報告を取りまとめることとし、各業務の報告の内容については、各章節を参照すること。

なお、年次業務報告書に記載する考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化および質の向上に資する提言を含めるものとする。また、受託者が行う維持管理計画の見直し検討業務等に活用すること。

2 月次業務報告書

受託者は、翌月の5日までに前月分の月次業務報告書を作成し、電子記録媒体等を委託者等に提出すること。

月次業務報告書には、各業務の月間の業務報告を取りまとめることとし、各業務の報告の内容等は、前号の年次業務報告書の内容に準ずること。

第3節 維持管理業務

本節業務は、委託期間内に実施する管路施設の維持管理業務である。また、詳細な下水道管路施設の位置は下水道台帳によるものとする。

1 点検業務

(1) マンホール等点検

本業務は、別紙「業務概要」で指示する下水道管路施設について、異常箇所を早期に発見するために行うことを目的に、次項2の調査業務の対象管渠の前後のマンホールと、別紙「特記仕様書1」で指示する5年に1回の点検が必要な腐食の恐れが大きい箇所のマンホール等について、地上部、マンホール蓋、マンホール内面および可視範囲の管内の状況について、点検を実施するものである。

ア 点検計画書の作成

受託者は、点検にあたり事前に次の事項を記載した点検計画書を提出すること。

- (ア) 点検概要
- (イ) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制）
- (ウ) 調査計画（使用機器、点検方法、実施工程等）
- (エ) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）
- (オ) その他、委託者が指示する事項

イ 点検の範囲

点検は目視等により、次の表のとおり行うことを基本とする。

ただし、受託者の持つ知見、DXの活用等による省力化などによっても同等の効果が得られる場合は、協議により変更できるものとする。

点検項目		点検内容
の地 状上 況部	道路面の状況	①亀裂、沈下、陥没、隆起の有無 ②溢水の有無 ③周辺状況等の確認
マン ホール 蓋の 状況	耐荷重種類別	道路区分に対して蓋の荷重仕様を確認
	浮上防止機能	浮上防止機能の有無を確認
	転落防止機能	転落防止機能の有無を確認
	外観	強度に影響を及ぼすクラック・欠け等を目視により確認
	がたつき	車輛通過時の音、あるいは足踏みによる動きの確認
	表面摩耗	蓋表面の最小残存模様高さをデプスゲージ等による測定
	腐食	蓋表面および裏面の鋳出し表示の消滅および蓋の開閉性能確認
	機能の作動	浮上防止、かぎ構造等の機能の作動状況確認
	蓋・枠間の段差	蓋と枠の段差を目視又はデプスゲージ等による測定
その他	高さ調整部の欠け・充填不足等、周辺舗装損傷および段差確認	
マン ホール 内部の 状況	流下および堆積の状況	①滞水の有無 ②流下阻害物の有無（土砂・モルタル・油脂・木根等） ③インパートの形状確認、洗掘・破損の有無 ④副管の閉塞・破損の有無
	損傷の状況	①足掛金物の数確認、腐食・がたつきの有無 ②ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、目地不良の有無 ③側壁および床版の破損、クラック、腐食の有無 ④本管および取付管の管口不良の有無 ⑤不同沈下の有無
	不明水の状況	地下水の浸入の有無
本管 内部の 状況	流下および堆積の状況	①滞水の有無 ②流下阻害物の有無（土砂・モルタル・油脂・木根等） ③たるみ、蛇行、閉塞の有無 （反対のマンホールからライトを当てた場合）
	損傷の状況	①破損の有無 ②継手不良の有無 ③取付管の突出しの有無
その他		①悪質下水の流下の有無 ②有害ガス、臭気の発生の有無

ウ 点検記録写真の作成

受託者は、次の各項に従って点検記録写真を撮影し、点検完了時には工種および工程ごとに編集したものを点検記録写真帳に整理し、業務完了届に添付して委託者等に提出すること。

- (ア) 撮影は、保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、委託者が指示する内容について行うこと。
- (イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象および委託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。ただし、撮影で黒板を入れての撮影が困難である場合においては、この写真帳に明記すること。
- (ウ) 写真はカラー撮影とし、箇所ごとに整理しファイリングした書面およびフォルダへ分類した電子媒体等（JPG形式）で提出すること。

エ 異常時の対応

点検の続行が困難となった場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から点検するなど点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

オ 報告書の提出

- (ア) 点検結果は、電子記録媒体等により報告書を作成し、提出すること。
- (イ) 点検結果を電子記録媒体等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。なお、提出する電子記録媒体等および写真には、件名、地名、路線番号、接手番号、管径ならびに距離等をタイプ表示すること。
- (ウ) 点検結果の判定基準については、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）」に記載されている内容に準拠する。
- (エ) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - a 報告書
 - b 不良箇所写真帳
 - c 電子記録媒体等（DVD）
 - d その他委託者が指示するもの

カ その他

- (ア) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに委託者等に報告すること。
- (イ) 仕様書等に特に明示していないことであっても、作業遂行上、当然必要なものは受託者の負担において処理すること。

(2) 排水樋門樋管法定点検および通常点検

本業務は、別紙「特記仕様書 2」で指示する秋田市内の河川（一級河川旭川ほか）における委託者が管理する河川構造物（樋門・樋管）の内、21箇所について法定点検（ゲート・門柱・操作台・吐口等の現地点検診断）を年1回実施し、健全度を判定するものである。

また、76箇所については、通常点検（ゲート・門柱・操作台・吐口等の簡易点検診断）を年間1回実施し、結果を報告するものとする。

なお、簡易点検診断は、目視による点検で、施設に破損や異常等がないかを確認するものとする。

ア 計画準備

本業務の目的・主旨を理解した上で、仕様書に示す業務内容を把握し、全体的な業務方針、業務計画を検討し、本業務の実施計画を立案する。

イ 現地点検

「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」や「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」等に基づき、樋門等河川管理施設毎に設定された項目について以下のとおり行うものとする。

(ア) 引上げ式ゲート

a 門柱・操作台・吐口部（管体内を除くコンクリート構造部）

現地点検は、台帳等を基に、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」に基づき、点検および評価を実施し、確認された変状について、現地の状況、設計・施工の状況を勘案して変状原因を推定する。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、電子記録媒体等でその内容を委託者等に報告する。

b ゲート部

現地点検は、台帳等を基に、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」に基づき、点検および評価を実施し、可能な限りの負荷状態において運転しながら設備の状況確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、操作盤等の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行う。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、電子記録媒体等でその内容を委託者等に報告する。

(イ) フラップゲート

a 吐口部（管体内を除くコンクリート構造部）

現地点検は、台帳等を基に、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」に基づき点検および評価を実施し、確認された変状について、現地の状況、設計・施工の状況を勘案して変状原因を推定する。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、書面でその内容を委託者等に報告する。

b ゲート部

現地点検は、台帳等を基に、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」に基づき、点検および評価を実施し、可能な限りの負荷状態において設備の状況確認、動作確認、扉体、戸当り等の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行う。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、書面でその内容を委託者等に報告する。

ウ 点検結果の整理

全号の現地点検で得られた結果について、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」や「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」に基づく点検様式で点検結果を作成し、とりまとめる。

(3) 調査業務

本業務は、別紙「業務概要」およびストックマネジメント計画に基づく調査対象の下水道管路施設および雨水吐口等について、予防保全の視点から対象施設の重点化や絞り込みを行った上で一定の周期による時間計画的な調査を実施するものである。なお、調査箇所は、受託者と協議の上決定するものとする。

管路施設の調査方法には、「視覚調査」によって確認する。

内径 800mm 未満の管渠については原則として「テレビカメラ調査」、その他は「潜行目視調査」を実施する。なお、内径 800mm 以上の管渠において、流量が多い場合や危険ガスが予想される等の調査員が管路内に入ることができない場合はテレビカメラによる調査等とする。

ア 調査計画書の作成

受託者は、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

(ア) 点検概要

- (イ) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制）
- (ウ) 調査計画（使用機器、調査方法、実施工程等）
- (エ) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）
- (オ) その他、委託者が指示する事項

イ 調査の実施

(ア) テレビカメラによる調査

- a 堆積土砂が多く調査が困難な場合、堆積量および状況写真等を記録した上で、高圧洗浄車等により清掃を行い調査の精度を高める。清掃により発生した汚泥は、委託者が指定する場所へ運搬する。
- b 本管の調査は原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行う。
- c 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口等に十分注意しながら全区間撮影し、DVD等に収録する。また、異状箇所、取付け管口等の必要箇所については側視撮影し、鮮明な画像をDVD等に収録する。
- d 異状箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定する。
- e 管内に異状が発見された場合は、DVD等とは別にモニターから写真撮影を行う。

(イ) 目視による調査

- a 内径 800mm 以上の本管については、本管内に調査員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突出し、油脂の付着、木の根の侵入、侵入水等を調査し、写真撮影を行う。
- b 異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定する。
- c 堆積土砂が多く調査が困難な場合、堆積量および状況写真等を記録した上で、揚泥車等により清掃を行い調査の精度を高める。
- e 清掃により発生した汚泥は、委託者が指定する場所へ運搬する。

ウ 調査記録写真の作成

受託者は、次の各項に従って調査記録写真を撮影し、調査完了時には工種および行程ごとに編集したものを調査記録写真帳に整理し、電子記録媒体等で委託者等に提出すること。

- (ア) 撮影は、保安施設の状況、テレビカメラなどの使用機械の設置状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、委託者が指示する内容について行うこと。
- (イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象および受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。ただし、テレビカメラ等による撮影で黒板を入れての撮影が困難である場合においては、この写真帳に明記すること。
- (ウ) 写真は、カラー撮影とし、電子記録媒体等（JPG形式等）で提出すること。

エ 異常時の対応

調査の続行が困難となった場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
この場合においても、上下流から調査するなど調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

オ 報告書の提出

- (ア) 調査結果は、電子記録媒体等により報告書を作成し、提出すること。
- (イ) 調査結果をテレビモニターから DVD 等電子記録媒体に収録する場合は、指定の一般用 DVD 等に収録すること。なお、提出する電子記録媒体等および写真には、件名、地名、路線番号、接手番号、管径ならびに距離等をタイプ表示すること。
- (ウ) 調査結果の判定基準については、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）」に記載されている内容に準拠する。
- (エ) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - a 報告書
 - b 不良箇所写真帳
 - c DVD 等電子記録媒体
 - d その他委託者が指示するもの

カ その他

- (ア) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに委託者等に報告すること。
- (イ) 仕様書等に特に明示していないことであっても、作業遂行上、当然必要なものは受託者の負担において処理すること。

(4) 草刈業務

本業務は、別紙「特記仕様書 3」で指示する下水道敷地等について定期的又は委託者からの指示に従い、機械又は人力により以下のとおり草刈を実施するものである。

ア 実施回数

別紙「業務概要」で指示するとおり、年間に 2 回実施する。

イ 実施期間

1 回目の草刈を概ね 7 月中旬、2 回目の草刈を概ね 10 月中旬までに実施する。
ただし、草の状況等により委託者から指示があった場合はこの限りではない。

ウ 刈草の処理等

- (ア) 焼却等による処理

刈草の処理については、秋田市総合環境センターへの搬入による焼却処理を想定しているが、その他の箇所に搬入処理する場合は適切に処理すること。

処理手数料は、受託者が支払うものとし、処理伝票の写しおよび集計表を委託者等へ提出する。

(イ) 刈草の有効利用

刈草は、堆肥化し農地等へ還元する等有効利用してもよい。ただし、有効利用状況が確認出来るものとする。(堆肥場等への搬入状況写真の提出)

エ 業務の報告

業務完了毎に報告書を電子記録媒体等で提出すること。なお、刈草の処理伝票の写しと集計表および業務写真の内、施工前状況と施工後状況は対比できる(同位置・同方向で撮影)ものとし、業務場所からの刈草搬出状況および処分地(有効利用の場合は、堆肥場等)への搬入状況の写真も併せて添付する。

第4節 工事業務

本業務は、小規模修繕業務等を実施するものである。

業務の予定金額として、令和7年度 86,240 千円（税込）、令和8年度 91,850 千円（税込）を見込んでおり、適正に執行しなければならない。

1 小規模修繕業務等

本業務は、地域住民からの連絡および巡視・点検等により明らかとなった下水道管路など、委託者が管理する施設の不具合を解消するため実施するものである。

(1) 対象業務

下水道用地の整備、下水管の修繕、マンホール蓋取替などの修繕等で、1件当たりの金額が130万円未満のものを対象とする。

(2) 施工業者の選定

ア 受注者は、施工内容を勘案し、施工可能な事業者2者以上を選定し、それぞれ見積もりを取得しなければならない。

ただし、見積金額が、明らかに5万円未満と思われるものに関しては、1者からの取得とすることができる。

イ 受注者は、取得した見積書を委託者等へ提出の上、金額、内容の妥当性等の審査を受け、適切であるとされた事業者のうち、安価な金額を提示した事業者と契約を締結しなければならない。

なお、施工業者として共同企業体構成員が選定された場合においても、共同企業体と適切に契約を締結すること。

ウ 施工の過程等において、現場条件により予定額を上回るなど金額に変更が生じる場合は、その理由を明確にし、金額、内容の妥当性等について委託者等による審査を受けると共に、変更契約を締結しなければならない。

エ 審査のため、委託者等へ見積書を提出する場合、履行監視受託者への提出を基本とする。

オ 施工内容等により施工可能業者が限定される場合や、災害や大規模な陥没など市民生活へ甚大な影響を与える恐れがある場合はこの限りではない。

(3) 完成確認

ア 受注者は、施工業者へ写真およびその他必要な書類の提出を求め、完成の報告を受けた後、出来型等適切な施工の完成を確認しなければならない。

イ 受注者は、確認後、委託者等へ完成報告書類を電子記録媒体等により提出し、完成確認を受けなければならない。

(4) 選定された業者への代金支払い

受注者は、委託者等の完成確認の後、契約に基づき施工業者へ代金を支払わなければならない。

第5節 問題解決業務

本業務は、雨天時の合流管から放流される越流水の水質調査を実施するものである。

1 雨天時放流水質調査業務

本業務は、下水道法施行令第12条第3項の規定に基づき、別紙「特記仕様書4」で指示する箇所の雨天時放流水質調査を行うことを目的とし、合流改善計画で定める3箇所の雨水吐口において、越流水を採水・分析し、水質基準（BOD=40mg/ℓ）を遵守できているかを確認するものである。

(1) 水質調査

ア 対象降雨

1 降雨（独立降雨）の総降雨量が、おおむね10 mm以上、30 mm以下の降雨を対象とする。

イ 調査箇所および採水回数

調査箇所は、以下に示す①、②、③の3箇所とし、1降雨時に一斉又は調査箇所毎に調査を実施する。採水回数は1回/年とする。

（臨海処理区） ①八橋汚水中継ポンプ場 ②旭川 No. 6 ③秋田港 No. 201
④秋田臨海処理センター

ウ 分析および解析

分析は①、②、③について実施するものとし、解析は処理区毎にそれぞれ①、②、③、④について行う。ただし、④については県からデータの提供を受け解析に使用する。分析および解析回数は1回/年とする。

エ 採水時間と採水間隔

採水時間は、放流開始から終了まで、最大でも放流開始から8時間までとする。採水開始から2時間までは20分間隔で7回、以後8時間までは1時間間隔で6回とし、1箇所あたり計13回とする。

オ 調査項目

調査項目は、BOD 流量計測とする。検体数は、39 検体（=13 検体×3 箇所）とする。

カ 解析

流量計測データと水質の分析結果を時系列で整理するとともに、汚濁負荷量を算定する。

(2) 資料・報告書作成

水質調査結果は、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（国土交通省）」に基づき、データを集計・解析し、資料をとりまとめて報告書を作成する。

(3) 留意事項

- ア 分水人孔の調査では、急激な天候の変化による水量の増加もあり得るので、災害防止のため、降雨の情報収集、調査員の安全確保、その他伝達方法等の対策を講じること。
- イ 受託者は、本業務の上で知り得た事実を当局の断りなく第三者に知らせないこと。
- ウ 本仕様書に明記のない事項については、委託者と協議のうえ決定する。
- エ 受託者は天気予報等により降雨についての情報収集を行い、休日や夜間における降雨であっても、出動できるよう人員等態勢を常に整えておかなければならない。

第6節 住民対応業務

本節業務は、地域住民および民間事業者等からの通報等により発見した、下水道管路施設等の不具合に対する通報初動対応、管路等調査、管路等清掃および応急修繕等の業務である。

1 通報初動対応（平日日中）

本業務は、地域住民からの通報又は巡視および点検等により確認された、下水道管路施設等の不具合事象への平日日中の対応を実施するものである。

(1) 業務内容

平日日中の業務時間内（午前8時30分から午後5時15分）に、通報等を受けた委託者が受託者に連絡をし、これを受けた受託者が現地確認および軽微な対策等の対応を実施する。

受託者は、管路台帳を確認し、現地確認の上で対応を判断するものとし、必要に応じて道路陥没を埋める等の安全管理対策等を実施するほか、異臭の発生や土砂等の堆積が確認された場合には、「第4節 1 小規模修繕業務等」などの内容に基づき、適切な措置を行う。

ア 通報等による苦情等の受付・記録整理、委託者等への報告。

（巡視および点検等により発見した事故・閉塞等も含む）

イ 原因についての調査・記録および官民措置の見極め、委託者等への報告。

ウ 現場での地域住民への説明。

(2) 実施内容の報告

受託者は、(1)で実施した内容について電話・電信等による口頭での報告だけでなく、対応内容について報告書類を電子記録媒体等で作成し、委託者等へと提出する。

2 通報初動対応（休日および夜間）

本業務は、地域住民からの通報又は巡視および点検等により確認された、下水道管路施設等の不具合事象への休日および夜間の対応を実施するものである。

(1) 業務内容

休日および平日夜間に、通報等を受けた宿直（秋田市上下水道サービス株式会社）が受託者又は委託者に連絡をし、これを受けた受託者が現地確認および軽微な対策等の対応を実施する。

受託者は、管路台帳を確認し、現地確認の上で対応を判断するものとし、必要に応じて道路陥没を埋める等の安全管理対策等を実施するほか、異臭の発生や土砂等の堆積が確認された場合には、「第4節 1 小規模修繕業務等」などの内容に基づき、適切な措置を行う。

ア 通報等による苦情等の受付・記録整理、委託者等への報告。

（巡視および点検等により発見した事故・閉塞等も含む）

- イ 原因についての調査・記録および官民措置の見極め、委託者等への報告。
- ウ 現場での地域住民への説明。

(2) 実施内容の報告

受託者は、(1) で実施した内容について電話・電信等による口頭での報告だけではなく、対応内容について報告書類を電子記録媒体等で作成し、委託者等へと提出する。

3 管路等調査

本業務は、別紙「業務概要」で指示する下水道管路施設等について、通報、巡視および点検等により発見した不具合の状況を確認するため、調査を実施するものである。

(1) 管路等調査の実施

下水道管の閉塞や流下能力阻害の発生が確認される箇所、樋門樋管（通常点検箇所）の異状が確認される箇所、浸入水が想定される箇所の、本管および取付け管のTVカメラ調査又は潜行目視調査等を実施する。

(2) 提出書類

受託者は、管路等調査の作業実績を報告書と記録写真にまとめ、委託者等に提出すること。

なお、記録写真は以下に掲げる内容を満たす必要がある。

状況	内容	撮影頻度
着手前	全景	全箇所
完成	全景	全箇所
作業状況	調査状況等	全箇所
原因	原因となった管の状況等	全箇所
その他	委託者が指示したもの	全箇所

4 管路等清掃

本業務は、別紙「業務概要」で指示する下水道管路施設等について、通報、巡視および点検等により発見した不具合を解消するため、清掃を実施するものである。なお、この業務には管路等および雨水浸透櫛の定期清掃箇所の対応を含む。

(1) 管路等清掃の実施

管路等の流下不良の原因を高圧洗浄等により除去し、円滑な下水流下を図るものである。下水道管の閉塞や流下能力の阻害が発生した際又はその予防のために実施されるものであり、管路等の条件に合わせた機材により清掃を実施する。

なお、管路等および雨水浸透櫛の定期清掃箇所については、委託者と調整のうえ実施する。

(2) 支給品等

清掃に使用する資材および材料については、次の各号のとおり支給する。

ア 雨水浸透柵フィルター

(3) 提出書類

受託者は、緊急清掃の作業実績を報告書と記録写真にまとめ委託者等に提出しなければならない。

なお、記録写真は以下に掲げる内容を満たす必要がある。

状況	内容	撮影頻度
着手前	全景	全箇所
完成	全景	全箇所
作業状況	清掃作業状況等	全箇所
原因	原因となった管の状況等	全箇所
その他	委託者が指示したもの	全箇所

5 応急修繕

本業務は、別紙「業務概要」で指示する下水道管路施設等について、通報、巡視および点検等により発見した不具合について、応急処置的な修繕を実施するものである。

(1) 支給品等

維持補修に使用する資材および材料については、次の各号のとおり支給する。その他、軍手、作業服等の消耗品等については受託者の負担とする。

ア マンホール蓋

イ 調整リング

ウ 防臭リング

エ L型側溝縁塊（汚水蓋共）

オ オイルフェンス、吸着マット

(2) 応急修繕の実施

マンホールのずれや道路陥没補修等の軽微な損傷等について、応急的な修繕を実施する。主な内容としては、「マンホール周囲および柵周囲沈下等の補修」、「汚・雨水柵蓋等補修および柵周辺沈下等の補修」、「道路陥没等の応急処置および原因調査」等があげられる。

(3) 提出書類

受託者は、応急修繕の作業実績を報告書と記録写真にまとめ委託者等に提出しなければならない。

なお、記録写真は以下に掲げる内容を満たす必要がある。

状況	内容	撮影頻度
着手前	全景	全箇所
完成	全景	全箇所
作業状況	応急復旧作業状況等	全箇所
原因	原因となった状況等	全箇所
その他	委託者が指示したもの	全箇所

第7節 災害対応業務

1 非常時緊急対応業務

本業務は、風水害や地震等による災害が発生した際の、被害状況の把握および緊急対応や一時対応である。

(1) 業務内容

災害対応業務は、大雨や台風時等の注意報・警報発令時における待機や緊急対応等を行う「風水害対応業務」と地震発生時に実施する一次被害調査等を行う「地震対応業務」等に区分される。なお、「風水害対応業務」は別紙「特記仕様書5」で指示する地区等とする。

ア 風水害対応業務

降雨や河川の増水状況に応じ、必要な体制を整えるとともに、常に迅速な対応を図る。夜間・休日等を問わず、必要に応じて、排水ポンプや発電機の設置・撤去等の対応を実施する。

イ 地震対応業務

災害協定（災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定：日本下水道管路管理業協会）で定めている内容以外に対する業務とし、常に迅速な対応を図れるよう必要な体制を整える。

- (ア) 維持管理計画等を基にした被災状況の確認
- (イ) 二次災害防止等緊急措置・対応の実施
- (ウ) その他委託者の初動対応等の要請に対する協力

(2) 実施内容の報告

受託者は、(1) で実施した内容について電話・電信等による口頭での報告だけではなく、対応内容について報告書類を電子記録媒体等により作成し、委託者等へと提出する。

第8節 計画管理業務

1 統括管理業務

本業務は、受託者が業務期間において個別の各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的効果的かつ安定的に提供し、委託者等との必要な情報交換およびその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施するため、統括管理業務責任者を専任の上、一元的な統括管理を実施するものである。

なお、統括管理業務責任者は、業務時間において、円滑に委託者等と連絡がとれる体制を構築しなければならない。

(1) 業務の進捗管理

ア 受託者は、本業務における個別の各業務について策定した計画書に基づき、遅延等が発生していないか等について適宜、確認を行うこと。進捗に遅れが確認された場合は、速やかに委託者等に報告を行うとともに、是正措置を講じること。

イ 受託者は、一元的な管理を実施し、各業務を効率的・効果的に実施することができるよう調整すること。

ウ 受託者は、各業務の進捗状況について定期的に委託者等に報告を行うこと。報告を行う時期については、受託者と委託者との協議により定める。

エ 受託者は、各業務で発生した課題等に対して、必要な業務改善（是正措置等を含む。）を迅速に行うこと。

オ 受託者は、小規模修繕業務の見積もり徴収および台帳管理を行うこと。

カ 受託者は、【仮称】下水道管渠維持管理業務包括委託履行監視業務委託の受託者に委託成果品等を速やかに提出し、モニタリングを受けなければならない。

(2) 関連機関との協議・調整

ア 受託者は、本業務を履行するに当たって必要となる道路管理者等の関連機関との調整や警察等への必要となる書類の申請を行わなければならない。

イ 受託者は、関連機関と調整を実施する前には、委託者等に連絡を行うとともに、その結果について速やかに委託者等へ報告すること。

ウ 受託者は、関連機関と調整を行うに当たり、課題等が発生した場合には適宜、委託者等と協議のうえ実施方針を定めるものとする。

(3) 包括的民間委託課題の整理

受託者は、各業務において発生した課題等について取りまとめ、維持管理業務の提案等を整理し、委託最終年度内に報告書として委託者等へ提出する。

(4) 貸与する下水道台帳システム端末を用いた台帳管理

受託者は、各業務を実施する中で確認される下水道台帳の記載内容の誤りや下水道管路施設の維持管理情報、整備・改築を実施した内容等の情報について、出力し

た下水道台帳（紙ベース）に対し手書きで記載するなど整理し、委託者へ提出する。

なお、データで提出を行う場合は、データベースシステムは水道維持課所管であるため、下水道管路台帳システムへの反映は委託者で調整する。下水道管路台帳システムへの反映が円滑に行うことができるよう、事前に委託者と十分に協議したうえで、データ提示形式を決定しておく必要がある。

第9節 その他業務

1 業務従事者の指導・研修

- (1) 受託者は、委託者等と共に、業務に従事する者に対して、業務開始までに委託者等が作成した業務マニュアル等を基に、業務内容を理解、習得させなければならない。なお、業務の履行期間中に業務従事者を変更する場合は、受託者の責任において業務内容を引継ぐものとする。
- (2) 受託者は、業務を適正に履行するために、業務従事者への業務内容に関する研修等を適宜に実施し、常に能力向上に努めなければならない。
- (3) 受託者は、本業務開始当初の事務処理は、委託者等が作成した業務マニュアルを参考に行うものとするが、当初の業務マニュアルに記載されていなかった事案、当初の業務マニュアルに記載されていた対応方法よりも適正な対応方法およびその他業務マニュアルに掲載すべき事項について、事前に委託者等の承諾を受け、承諾を受けた事項を反映させた新たな業務マニュアルを作成しなければならない。また、特例事案および緊急案件等、委託者が対応したものについても、以後、同じ案件が発生した場合に、適正に委託者へ対応依頼できるよう受託者において業務マニュアルに反映させ、更新させなければならない。なお、受託者において更新した業務マニュアルの著作権は、委託者に帰属するものとする。

2 業務移行期間と業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、業務の履行終了までの2か月の間に、委託者が指示する次期受託者への引継ぎを実施するものとする。
- (2) 引継ぎは、仕様書の内容ごとに引継文書を作成し、技術指導を行うこと。なお、引継方法については委託者に了解を得て行うものとする。
- (3) 次期受託者が本委託受託者と同一となった場合、引継ぎ行為は省略できるものとする。
- (4) 引継ぎは、受託者の負担と責任により実施するものとする。
- (5) 業務移行期間において、受託者が実施する引継ぎの内容・方法等に不備又は未完成の部分が生じた場合でも、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

第4章 その他

1 委託料の支払い

- (1) 受託者は委託料を原則四半期毎に請求できるものとする。ただし、年度毎の支払額は、各年度の支払限度額を上限とする。なお、特別な事情により請求が必要となる場合は、別途委託者と協議の上で、請求できるものとする。
- (2) 受託者は、四半期毎の委託料を請求する場合は、各業務の出来高を確認できる資料を提出し、委託者は、提出された資料をもとに出来高を算定し、請求金額を満了した出来高となっているか確認のうえ支払金額を決定するものとする。
- (3) 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする前払法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を委託者に寄託した場合は、委託者に対して各年度の支払限度額の10分の3以内を前払金として請求することができる。なお、2年目以降の前払金は、前年度までの出来高予定額の累計に達した日以降に請求することができるものとする。
- (4) 委託料のうち、実績に基づく想定数量として積算している以下の業務については、各業務の想定数量等に対する実績値の増減が1割以内の場合については精算変更しないものとする。なお、実績値が想定数値の増減1割を超える場合は、対応について委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

【参考】実績に基づく想定数量として積算している業務

緊急調査業務、緊急清掃業務、応急修繕業務、緊急修繕業務、通報初動対応業務（平日日中）、通報初動対応業務（休日および夜間）、非常時緊急対応業務

- (5) 各業務における支払等の考え方については、別紙「各業務における精算方法の考え方」に基づくものとする。
- (6) 受託者が委託料を請求するためには、次項2業務の完了に規定する完了検査を受け、委託者による検査の合格を認められなければならない。

2 精算方法

- (1) 月間業務報告書および本委託業務完了報告書（業務一部完了報告書を含む）の提出時に、下記の業務の実績を発注者等に報告する。
- (2) 報告書は実施した業務内容ごとに作成する。
- (3) 業務の実施単価は年間業務計画書の提出までに協議する。
- (4) 業務の実績提出後、その業務内容を発注者等が確認した後、業務の委託料の支払い請求が可能となる（「1 業務委託料」に含まれる）。
- (5) 業務の積算方法の詳細は以下のとおりである。

業務種別	業務内容	清算方法等		
		固定費	変動費	備考
維持管理業務	点検業務（マンホール等）	○		
	排水樋門樋管法定・通常点検	○		
	調査業務（管路等）	○	△	
	草刈業務	○		
工事業務	小規模修繕業務等		○	修繕等に要する費用
問題解決業務	雨天時放流水水質調査業務	○		
住民対応業務	通報初動対応 管路等調査業務 管路等清掃業務 応急修繕業務	○	△	国民の休日や夜間等、時間外勤務に相当する労務費は変動費
	材料費、機械経費等	○	△	固定費としての積算数量を超えた部分は変動費
災害対応業務	非常時緊急対応業務	○	△	発災の時間、種類等によって協議
統括管理業務		○		

- ※固定費 … 固定的経費。各業務種別の範囲内で精算を行わないもの。
 変動費 … 変動的経費。実績等により決定する経費で精算が必要なもの。
 ○ … 固定費または変動費に該当する項目へ記載
 △ … 一部変動費として取り扱う項目へ記載

3 業務の完了

- (1) 受託者は、業務が完了し委託料を請求する場合は、業務完了届報告書等の委託者等が指示する書類を速やかに提出し、委託者が行う完了検査を受けなければならない。なお、検査において訂正等を指示された場合は、受託者は直ちに訂正しなければならない。
- (2) 受託者は、前号の検査において、受託者が各種資料に記載した事項の履行完了状況が確認できる書類を提出しなければならない。
- (3) 委託者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正等を行わなければならない。

4 設計変更

本委託における設計変更の考え方は、「第4章その他・2精算方法」に基づくものとする。

5 リスク分担

本業務範囲における維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。また、本業務におけるリスク分担については、別紙「リスク分担表」によるものとする。

6 過去の実績資料

本委託の範囲における過去の実績については、別紙「過去の実績資料」を参考とすること。

7 その他

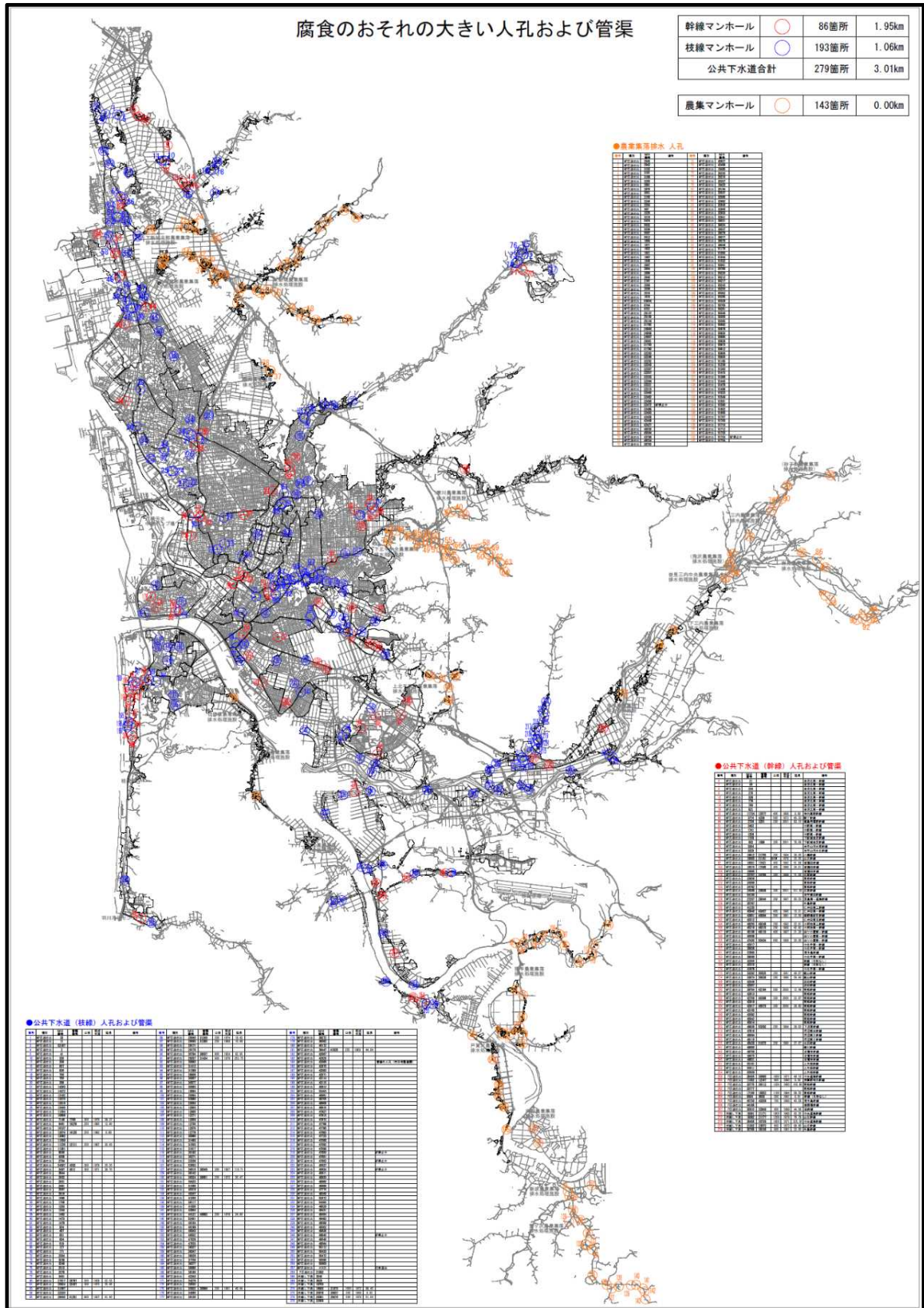
- (1) 作業箇所において、下水道管路施設等に緊急性を要する破損、不等沈下又は腐食等の異状を発見した場合は、速やかに委託者等に報告すること。
- (2) 本仕様書又は図面等に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項は、速やかに委託者等に報告し、その指示を受けて処理すること。

特記仕様書 1

マンホール点検業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は、調査業務（管路等）の対象管渠の前後のマンホール及び以下の位置図で示す5年に1回の点検が必要な腐食の恐れが大きい箇所（人孔等）とし、詳細については監督員の指示によるものとする。

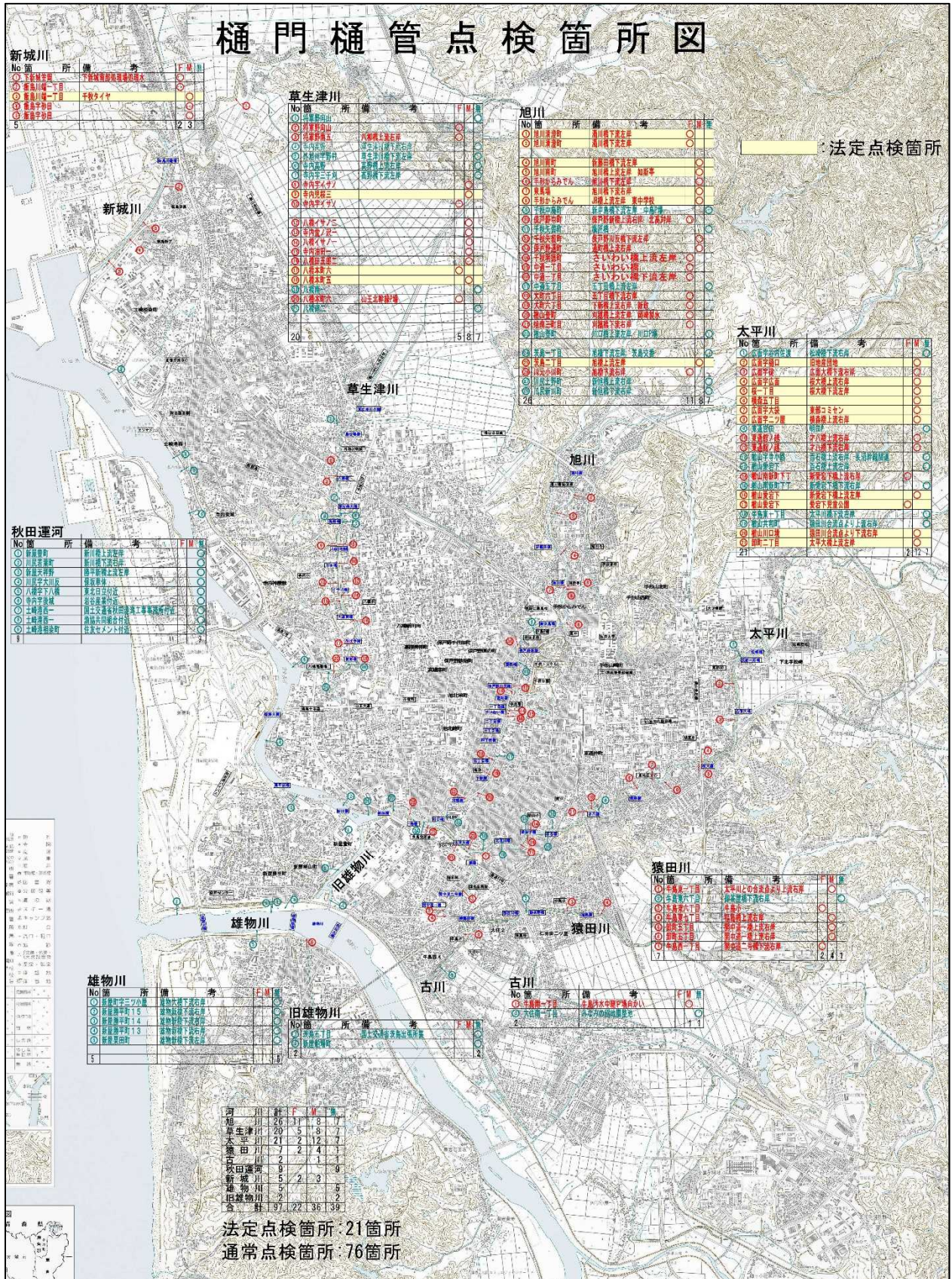


特記仕様書 2

排水樋門樋管点検業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は、秋田市内の河川（一級河川旭川ほか）における秋田市上下水道局管理の河川構造物（水門・樋門・樋管）の内、堤外地が計画高水位より低い区域にゲートが設置されている箇所（21箇所）と堤外地が計画高水位より高い区域にゲートが設置されている箇所（76箇所）とし、以下の位置図による。なお、詳細については監督員の指示によるものとする。



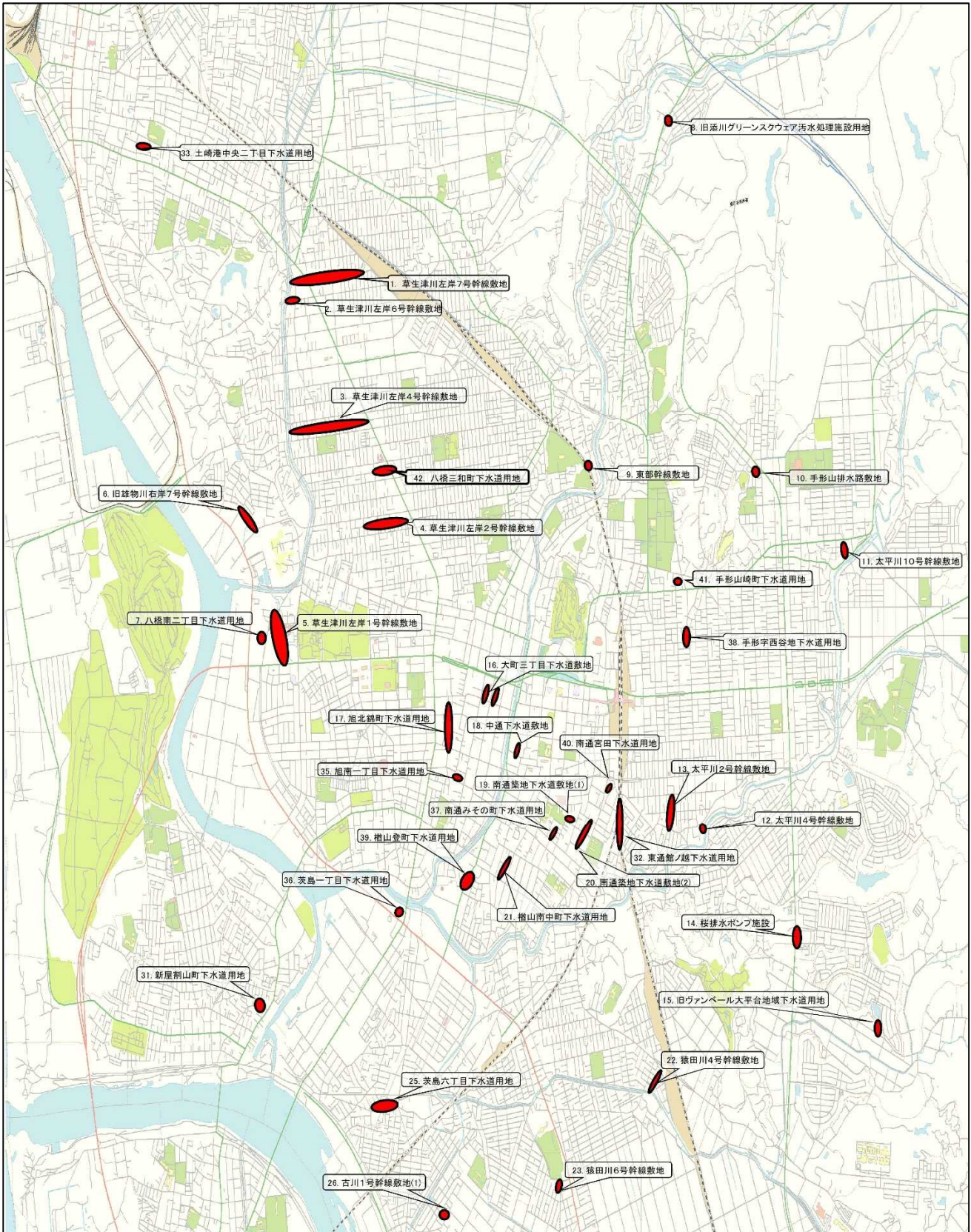
特記仕様書 3

下水道敷地草刈業務に関する特記仕様書

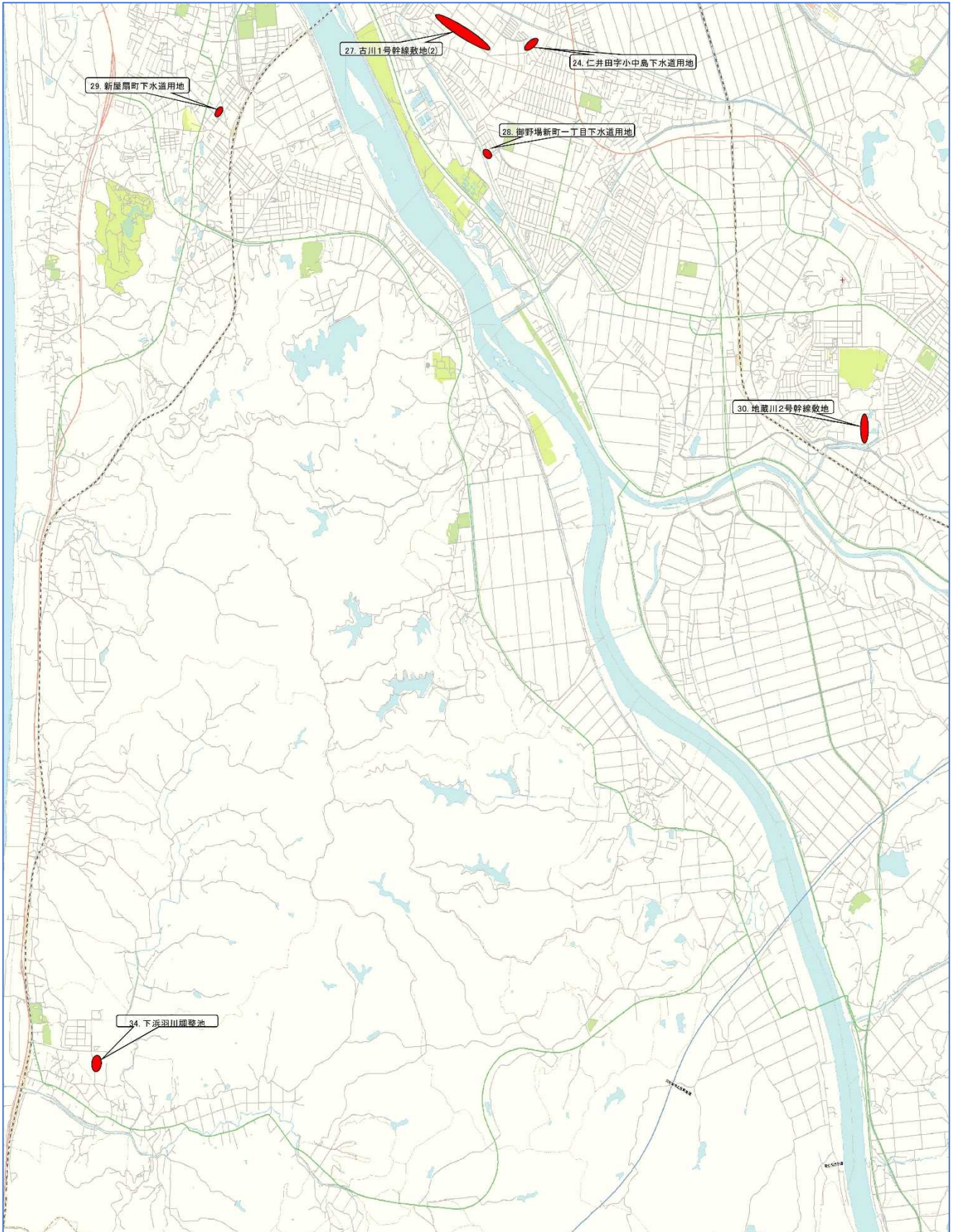
(業務場所)

第1条 業務場所は下水道敷地42箇所とし、場所は以下の位置図による。なお、詳細については監督員の指示によるものとする。

草刈箇所図 北部・東部



草刈箇所図 西部・南部

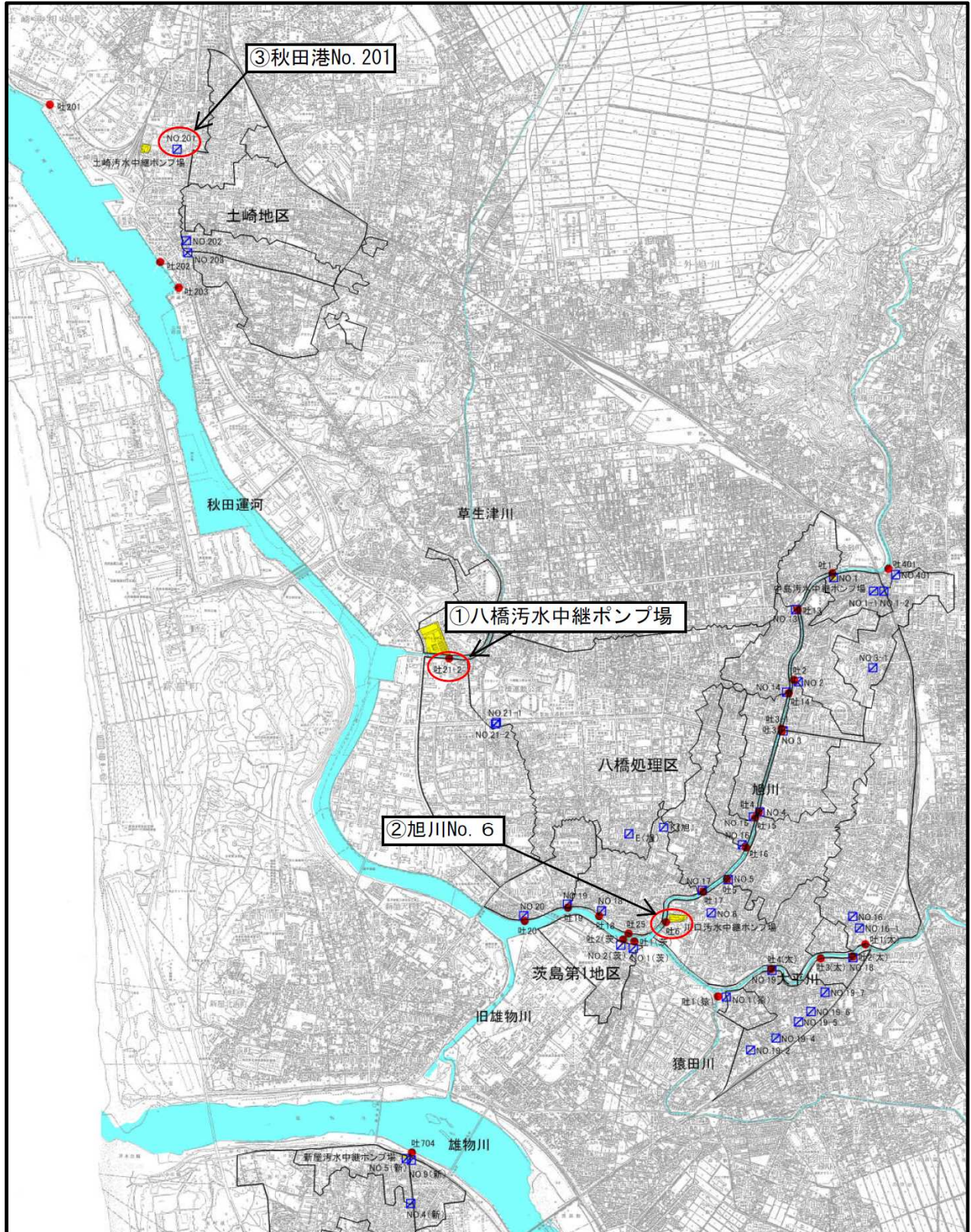


特記仕様書 4

雨水時放流水質調査業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は、合流改善計画で定める3箇所の雨水吐口であり、解析については秋田臨海処理センターを含むものである。場所は以下の位置図による。なお、詳細については監督員の指示によるものとする。



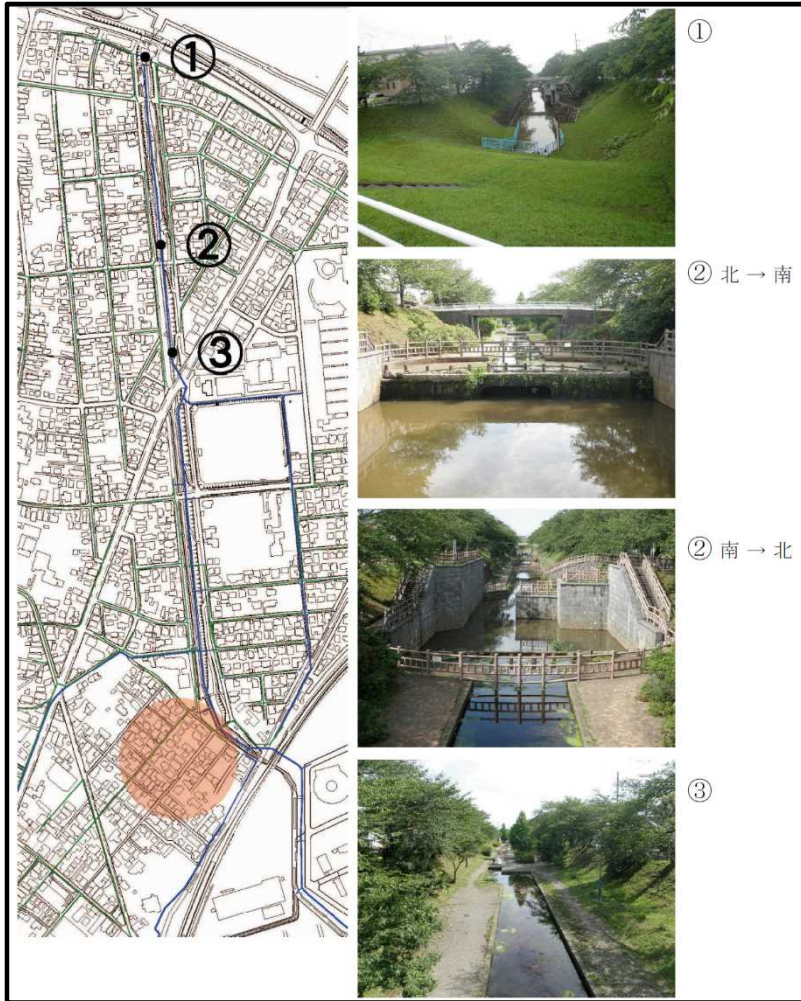
特記仕様書 5

非常時緊急対応業務に関する特記仕様書

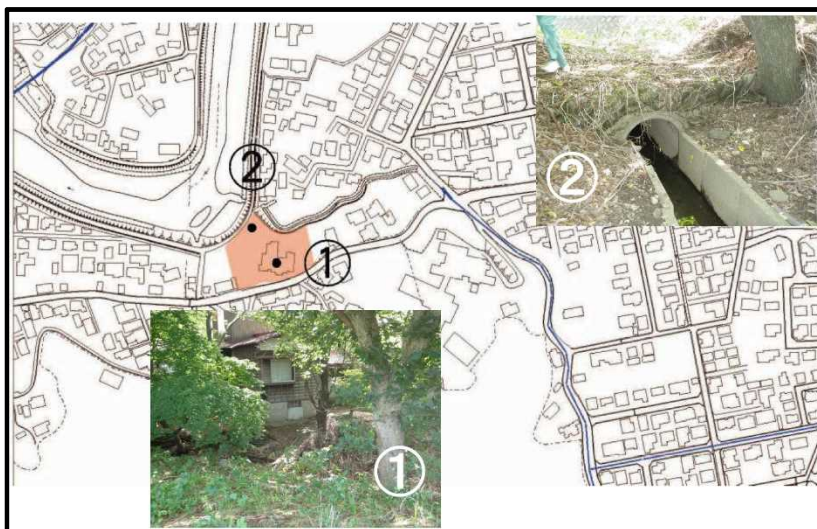
(業務場所)

第1条 業務場所は以下の位置等による。降雨や河川の増水状況に応じ、必要な体制を整えるとともに、常に迅速な対応を図る。夜間・休日等を問わず、必要に応じて、排水ポンプや発電機の設置・撤去等の対応を実施する。なお、その他の詳細については監督員の指示によるものとする。

1 新屋大川端带状公園 (雄物川左岸3号幹線関連)



2 横森一丁目付近 (太平川3号幹線関連)



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、個人番号をその内容に含む特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(従事者への教育等)

第4 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第9 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいう。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第10 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第11 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第12 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第14 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第15 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第18 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

特記仕様書 7

電子納品に関する特記仕様書

第1条 電子納品対象工事

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という。）に定めるところにより作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

第2条 工事完成図書の提出

工事完成図書は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体で1部提出する。

要領で特に記載がない項目については、原則として、成果を電子化して提出する必要はないが、監督員と協議のうえ電子化の是非を決定する。

なお、紙媒体による提出も、監督員と協議のうえ決定する。

第3条 工事完成図書の電子納品に関わる費用負担

工事完成図書の納品に関わる費用の負担については、従来どおりとし、歩掛等の増減は行わない。

第4条 検査

検査を電子機器を使用して実施するか紙媒体で実施するかは、検査員、監督員および受注者間の協議によることとするが、必要な機器類は受注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作も受注者が行うことを原則とする。

第5条 電子納品によりがたい場合の措置

受注者は、電子納品によりがたい場合には、監督員の承諾を得て、従来どおり紙媒体で書面および資料を提出することができる。

第6条 調査

市が電子納品に関わる調査を行う場合、受注者は調査に協力するものとする。

別紙「業務概要」

1 適用区域

秋田市公共下水道区域（臨海処理区および大平山処理区）および農業集落排水事業区域の全域とする。

2 管理区域面積（令和6年3月31日現在）

公共下水道事業区域：8,120ha

農業集落排水事業区域：425.7ha

3 対象施設

本業務は、委託者が所管している下水道管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水柵、雨水浸透柵、取付管、排水樋門樋管等）を対象とする。ただし、機械電気設備の維持管理は対象外とする。

管理区域内の所管施設の概算数（令和6年3月31日時点）は、以下のとおりである。

下水道管きょの概算延長	約 1,802.9 km
マンホールの基数	約 54,053 基
公共柵	約 135,415 箇所
取付管	約 346,300 m
排水樋門樋管	101 箇所

なお、対象施設には、業務の履行期間内に整備又は移管等により委託者所管施設となったものを含むものとする。また、上記の詳細については、委託者に確認すること。

4 委託業務内容

【維持管理業務】

業務内容	単位	数量	実施頻度
点検業務（マンホール等）	箇所	600	1回／年 計 1,200 箇所
点検業務（排水樋門樋管 法定点検） 点検業務（排水樋門樋管 通常点検）	箇所	21 76	1回／年 法定点検 計 42 箇所 通常点検 計 152 箇所
調査業務（管路等）	km	24	固定費 本管 TV カメラ調査 19.6km 目視調査 4.4km 2年計 48km 高压洗浄車清掃工 20.6km 土砂深率 5% 汚泥運搬 200m ³ 変動費 高压洗浄車清掃工 土砂深率 25%（想定値） 汚泥運搬 250m ³ （想定値）
草刈業務	m ²	49,852	2回／年 1回 49,852 m ²

【工事業務】

業務内容	単位	数量	備考
小規模修繕業務	式	1	小破：140件／年（想定値） 小破（50万以上）：60件／年（想定値） 令和7年度 86,240千円／年 令和8年度 91,850千円／年

【問題解決業務】

業務内容	単位	数量	実施頻度
雨天時放流水質調査業務	箇所	3	13検体／箇所・年 採水回数 1回／年 分析・解析回数 1回／年

【住民対応業務】

業務内容	単位	数量	備考
管路等調査業務 (材料費・機械損料費)	式	1	固定費 TVカメラ搭載車(2t)(取付) 100時間/年(想定値) ライトバン(目視等) 250時間/年(想定値) 変動費 TVカメラ搭載車(2t)(取付) 50時間/年(想定値) ライトバン(目視等) 50時間/年(想定値)
管路等清掃業務 (材料費・機械損料費)	式	1	固定費 高圧洗浄車運転工 440時間/年(想定値) 揚泥車運転工 20時間/年(想定値) 変動費 高圧洗浄車運転工 60時間/年(想定値)
応急修繕業務 (材料費・機械損料費)	式	1	固定費 全天候型常温合材 750袋/年(想定値) 再生クラッシャーラン 30m ³ /年(想定値) タンク運転工 750時間/年(想定値) タンクトラック運転 2t 500時間/年(想定値) 変動費 全天候型常温合材 250袋/年(想定値) 再生クラッシャーラン 12m ³ /年(想定値) タンク運転工 250時間/年(想定値)

			ダンプトラック運転 2t 150 時間/年 (想定値)
通報初動対応業務 (固定費)	式	1	作業員構成 通年: 土木一般世話役、普通作業員×2、交通誘導員の1班体制 6月から9月まで: 2班体制
通報初動対応業務 (変動費)	式	1	作業員構成は固定費と同じ。 平日夜間(17:15~22:00) 70 時間/年 (想定値) 平日夜間(22:00~5:00) 10 時間/年 (想定値) 平日夜間(5:00~8:30) 10 時間/年 (想定値) 休日日中(8:30~17:15) 70 時間/年 (想定値) 休日夜間(17:15~22:00) 30 時間/年 (想定値) 休日夜間(22:00~5:00) 10 時間/年 (想定値) 休日夜間(5:00~8:30) 10 時間/年 (想定値)

【災害対応業務】

業務内容	単位	数量	備考
非常時緊急対応業務	式	1	3回/年 (想定値)

【計画管理業務】

業務内容	単位	数量	備考
統括管理業務	式	1	12ヵ月/年 計24ヵ月

別紙「過去の実績資料」(参考値)

業務		件数 (過去3箇年)		
		R3	R4	R5
管路等調査	件数	127	120	140
	時間	170	110	204
管路等清掃	件数	396	311	304
	時間	802	597	442
応急修繕	件数	655	462	708
	時間	992	743	1,054
小規模修繕 (小破等)	箇所数	538	167	208
	金額	110,016 千円	83,114 千円	86,419 千円
通報初動対応 (平日日中)	件数	967	861	936
通報初動対応 (休日および夜間)	件数	72	57	112
非常時緊急対応業務		3	0	2

別紙「貸与資料リスト」（貸与資料および貸与品）

種 類	様 式
下水道台帳	委託者が用意する下水道台帳管理システムによる
下水道工事竣工図	委託者が用意する下水道台帳管理システムによる
供用開始区域図	委託者が用意する下水道台帳管理システムによる
維持管理情報	委託者が用意する過去の維持管理図書による

本業務を履行するに当たり、委託者がその費用を直接負担し、受託者が無償で使用できるものと、受託者がその負担により調達するものの区分は、以下の表のとおりとする。なお、明示されていない事項については、委託者と受託者の協議のうえ処理するものとし、緊急を要する場合については委託者の指示に従うものとする。

委託者が負担するもの

区 分	内 容
光熱費等	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の執務室の電気設備、ガス設備、給排水設備の使用に係る光熱水費およびこれらの設備の維持管理費
修繕等維持管理費	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の建物およびその付帯設備の修繕等維持管理に係る費用（受託者の故意又は過失に起因して必要となる修繕等を除く。）
清掃費	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の清掃に係る経費
消防機器点検費	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の消防機器点検に係る経費
システム端末	下水道台帳管理システムおよび維持管理履歴システムが組込まれているタブレット端末 ※台数は契約後、委託者が決定する
システム関連費	1 下水道台帳管理システムおよび維持管理履歴システムに係る経費 2 下水道台帳管理システムおよび維持管理履歴システム用端末機の定期保守部品 3 回線使用料 4 保守費

受託者が負担するもの

区 分	内 容
被服等	従事者用の制服、名札、顔写真 (顔写真のサイズは契約後、別途指示する。)
消耗品	筆記用具、ノート、ゴム印等の事務用品
事務用什器	業務事務所に必要な事務用什器類(机、椅子、キャビネット、ロッカー等)およびその維持管理費
通信費	業務実施に必要な電話、ファックス等に係る経費
事務用機器	業務実施に必要な複写機、その他の事務用機器の調達に要する費用およびこれらの機器に要する消耗品(トナー、コピー用紙等)、機器設置に要する工事費・設置費、通信費、維持管理費
受託者が任意に設置するPC等の情報機器	<p>機器の設置に当たっては以下の条件に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報機器を設置しようとする場合は、委託者に事前に届け出るとともに、委託者の要請に応じて機器の設定情報等を提供すること。 2 秋田市上下水道局情報セキュリティポリシー等に準じた機器構成とし、セキュリティ面の脆弱性を排除したうえで使用すること。 3 受託者が設置する情報機器を委託者が敷設するLANには接続しないこと。 4 個人情報を含むデータは、委託者設置のPC内でのみで取扱うものとし、受託者が任意に設置する情報機器で取扱うことは一切禁止する
その他	その他、委託者が負担するもの以外で業務上必要な備品・消耗品

別紙「業務実施体制」

1 業務全般

- (1) 受託者は、業務履行期間内において、次の条件を満足できる体制をとらなければならない。
 - ア 全業務履行期間内
受託者は、常に委託者から指示を受けることができる体制をとること。
 - イ 開庁時間内（平日日中 8:30～17:15）
受託者は、委託者からの電話対応と最低 1 班（1 班あたり複数の従事者で構成）が速やかに臨場対応できる体制をとること。
 - ウ 開庁時間外（休日および平日夜間 17:15～翌 8:30）
受託者は、委託者、宿直等からの電話対応と最低 1 班（1 班あたり複数の従事者で構成）が速やかに臨場対応できる体制をとること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに、業務全体の統括を担う者として、業務責任者を定めなければならない。
- (3) 業務責任者は、本業務期間は専任とするが、主任技術者および管理技術者との兼務は可とする。
- (4) 受託者は、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を配置し、書面で氏名その他委託者が指示する事項を速やかに委託者に届け出なければならない。
- (5) 受託者は、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置すること。
- (6) 受託者は、善良なる業務従事者を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (7) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要十分な業務従事者を配置しなければならない。
- (8) 受託者は、業務を第三者へ委託する場合は、業務の履行に先立ち、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間、範囲および理由ならびに再委託先に対する指導方法等について、書面により事前に委託者に届出なければならない。また、業務の履行期間中に再委託先を変更する場合も同様である。
- (9) 委託者は、業務の実施に当たり、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置を講じなければならない。
- (10) 受託者は、委託者が発行する身分証明書を常に携行し、業務に従事しなければならない。
- (11) 受託者は、業務の履行に必要な機材を受託者の責任と負担において準備しなければならない。現場条件等を踏まえ、迅速な対応がとれるよう準備すること。

2 一般業務（修繕業務を除く業務）

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに、業務実施計画書の作成、業務管理および業務に従事する者の技術上の指導監督を担う者として、主任技術者を定めなければならない。
- (2) 受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- (3) 受託者は、善良な業務従事者を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (4) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な業務従事者を配置しなければならない。
- (5) 受託者は、委託者が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

3 主任技術者等（修繕業務に従事する者）

受託者は主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置するものとする。なお、監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間および専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者についても同様とする）。

別紙「参考図書」

- 1 秋田県土木部共通仕様書（上下水道編）
- 2 設計業務等委託共通仕様書
- 3 施工計画書作成マニュアル（土木工事編）
- 4 施工管理基準（土木編）
- 5 秋田市配管工事標準仕様書
- 6 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 7 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- 8 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- 9 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 10 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- 11 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- 12 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- 13 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（日本下水道協会）
- 14 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- 15 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 16 水理公式集（土木学会）
- 17 コンクリート標準示方書（土木学会）
- 18 日本工業規格（JIS）
- 19 日本下水道協会規格（JSWAS）
- 20 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- 21 土木工学ハンドブック（土木学会）
- 22 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- 23 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- 24 道路構造令，同解説と運用（国土交通省，日本道路協会）
- 25 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針
（JIS A 7501：2013）（日本規格協会）
- 26 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 27 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- 28 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- 29 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～
（下水道新技術推進機構）
- 30 管きょ更生工法の品質管理技術資料（下水道新技術推進機構）
- 31 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（下水道新技術推進機構）
- 32 マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）
（日本下水道管路管理業協会）
- 33 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）

- 3 4 取付管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- 3 5 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案)
(管路診断コンサルタント協会)
- 3 6 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
(管路診断コンサルタント協会編集 (経済調査会))
- 3 7 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (案) (日本下水道協会)
- 3 8 マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- 3 9 分流式下水道における雨天時侵入水対策計画の検討マニュアル
(下水道新技術推進機構)
- 4 0 下水道管路施設の点検・調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- 4 1 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル
(下水道新技術推進機構)
- 4 2 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
(日本下水道事業団)

別紙「リスク分担表」

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			秋田市	受託者
共通	契約締結	委託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託業務に直接関係する承認が得られない場合	○	
	法令等の変更	本委託業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託業務に直接関係しない法令等の変更		○
	税制の変更	本委託業務に関する新税制度の設立や税率の変更	○	
		法人に課される税金のうちその利益に課される者の税制度の変更		○
	第三者賠償	受託者の行った不適切な業務により第三者に与えた損害		○
		上記以外の原因により第三者に与えた損害	○	
	環境保全	受託者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題		○
		上記以外のもの	○	
	事業中止および延期	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
委託者の債務不履行によるもの		○		
受託者の事業放棄および破棄によるもの			○	
物価金利変動	履行期間中のインフレおよびデフレ	○		
不可抗力	自然災害又は人為災害による、中止又は延期	○		
維持管理	計画変更	委託者による事業内容又は用途の変更に関するもの	○	
	業務量の増大	自然又は人為災害およびその他要因（広域に被害が生じる災害を除く）による業務の増大		○
		上記以外のもの	○	
	修繕費の増大	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外のもの	○	
	施設損傷	受託者が行った不適切な業務に起因する、施設、その他の損害		○
上記以外		○		

※ 上記以外のリスク分担については、協議のうえ定めるものとする。

本工事費内訳書（点検業務（マンホール等））

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
点検業務		式	1				
点検業務		式	1				
点検業務 固定費	マンホール等:R7年度	式	1				内 1号
点検業務 固定費	マンホール等:R8年度	式	1				内 2号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（点検業務（樋門樋管））

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
点検業務		式	1				
点検業務		式	1				
点検業務 固定費	排水樋門樋管：R7年度	式	1				内 3号
点検業務 固定費	排水樋門樋管：R8年度	式	1				内 4号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（調査業務（管路等））

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
調査業務		式	1				
調査業務		式	1				
調査業務	管路等:R7年度	式	1				内 5号
調査業務	管路等:R8年度	式	1				内 6号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（草刈業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
草刈業務		式	1				
草刈業務		式	1				
草刈業務 固定費	R7年度	式	1				内 7号
草刈業務 固定費	R8年度	式	1				内 8号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（草刈業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

本工事費内訳書（小規模修繕業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
工事業務		式	1				
小規模修繕業務		式	1				
小規模修繕業務 変動費	R7年度 間接費対象外	式	1				内 9号
小規模修繕業務 変動費	R8年度 間接費対象外	式	1				内 10号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（小規模修繕業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）					事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

本工事費内訳書（通報初動業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
住民対応業務		式	1				
住民対応業務		式	1				
通報初動対応 固定費	平日(8:30~17:15)：R7年度	式	1				内 11号
通報初動対応 変動費	夜間および休日：R7年度	式	1				内 12号
通報初動対応 固定費	平日(8:30~17:15)：R8年度	式	1				内 13号
通報初動対応 変動費	夜間および休日：R8年度	式	1				内 14号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

本工事費内訳書（通報初動業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

本工事費内訳書（管路等調査業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
住民対応業務		式	1				
管路等調査業務		式	1				
管路等調査業務 固定費	管路等:R7年度	式	1				内 15号
管路等調査業務 変動費	管路等:R7年度	式	1				内 16号
管路等調査業務 固定費	管路等:R8年度	式	1				内 17号
管路等調査業務 変動費	管路等:R8年度	式	1				内 18号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

本工事費内訳書（管路等調査業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

本工事費内訳書（管路等清掃業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
住民対応業務		式	1				
管路等清掃業務		式	1				
管路等清掃業務 固定費	R7年度	式	1				内 19号
管路等清掃業務 変動費	R7年度	式	1				内 20号
管路等清掃業務 固定費	R8年度	式	1				内 21号
管路等清掃業務 変動費	R8年度	式	1				内 22号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

本工事費内訳書（管路等清掃業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

本工事費内訳書（応急修繕業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
住民対応業務		式	1				
応急修繕業務		式	1				
応急修繕業務 固定費	R7年度	式	1				内 23号
応急修繕業務 変動費	R7年度	式	1				内 24号
応急修繕業務 固定費	R8年度	式	1				内 25号
応急修繕業務 変動費	R8年度	式	1				内 26号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

本工事費内訳書 (応急修繕業務)

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託 (維持管理等業務)				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

本工事費内訳書（非常時緊急対応業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
災害対応業務		式	1				
非常時緊急対応業務		式	1				
非常時緊急対応業務 変動費	R7年度	式	1				内 27号
非常時緊急対応業務 変動費	R8年度	式	1				内 28号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（非常時緊急対応業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）					事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

本工事費内訳書（雨天時放流水水質調査）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
問題解決業務		式	1				
雨天時放流水水質調査業務		式	1				
雨天時放流水水質調査業務 固定費	R7年度	式	1				内 29号
雨天時放流水水質調査業務 固定費	R8年度	式	1				内 30号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

本工事費内訳書（雨天時放流水水質調査）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）					事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

本工事費内訳書（統括管理業務）

工事名	秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）				事業区分 工事区分	下水道 維持管理業務	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
維持管理業務		式	1				
計画管理業務		式	1				
統括管理業務		式	1				
統括管理業務 固定費	R7年度	式	1				内 31号
統括管理業務 固定費	R8年度	式	1				内 32号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

参 考 図 書

工事番号・工事名

6
秋田市下水道管路維持管理包括業務委託（維持管理等業務）

「留意事項」

- 1 参考図書は「真摯で機動性のある見積り」を目的に提示するものである。
- 2 参考図書は、発注者が用いた積算資料を、参考として提示するもので、契約上拘束するものではない。
- 3 参考図書の内容は、設計図書の変更あるいは誤びゅうによるもの以外、設計変更の対象としない。

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	点検業務	マンホール等:R7年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
マンホールおよび蓋点検工		箇所	600				単 1号	
報告書作成		箇所	600				単 2号	
交通誘導警備員B		人						
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	点検業務	マンホール等:R8年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
マンホールおよび蓋点検工		箇所	600				単 1号	
報告書作成		箇所	600				単 2号	
交通誘導警備員B		人						
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	点検業務	排水樋門樋管:R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
点検の計画準備		箇所	21				単 3号
機械設備点検 (引上げ式ゲート)		箇所	17				単 4号
機械設備点検 (フラップゲート)		箇所	4				単 5号
土木構造物点検		箇所	21				単 6号
点検結果の整理		箇所	21				単 7号
報告書作成		箇所	21				単 8号
打合せ		回	3				単 9号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	点検業務	排水樋門樋管:R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
点検の計画準備		箇所	21				単 3号
機械設備点検 (引上げ式ゲート)		箇所	17				単 4号
機械設備点検 (フラップゲート)		箇所	4				単 5号
土木構造物点検		箇所	21				単 6号
点検結果の整理		箇所	21				単 7号
報告書作成		箇所	21				単 8号
打合せ		回	3				単 9号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	調査業務	管路等:R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
本管TVカメラ調査 内径150～800mm未満		m	19,600				単 10号
本管潜行目視調査 内径800mm以上		m	4,400				単 11号
高圧洗浄車清掃工 固定費		m	20,600				単 12号
高圧洗浄車清掃工 変動費		式	1				
汚泥運搬（揚泥車運搬工, 4t） 147kw, 4t 固定費		m3	200				単 13号
汚泥運搬（揚泥車運搬工, 4t） 147kw, 4t 変動費		式	1				
水替工 止水プラグ費		式	1				単 14号
報告書作成工 本管TVカメラ調査		m	19,600				単 15号
報告書作成工 本管潜行目視調査		m	4,400				単 16号
交通誘導警備員B		人					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	調査業務	管路等:R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
本管TVカメラ調査 内径150～800mm未満		m	19,600				単 10号
本管潜行目視調査 内径800mm以上		m	4,400				単 11号
高圧洗浄車清掃工 固定費		m	20,600				単 12号
高圧洗浄車清掃工 変動費		式	1				
汚泥運搬（揚泥車運搬工, 4t） 147kw, 4t 固定費		m3	200				単 13号
汚泥運搬（揚泥車運搬工, 4t） 147kw, 4t 変動費		式	1				
水替工 止水プラグ費		式	1				単 14号
報告書作成工 本管TVカメラ調査		m	19,600				単 15号
報告書作成工 本管潜行目視調査		m	4,400				単 16号
交通誘導警備員B		人					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	草刈業務	R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
除草	肩掛式(カッタ径255mm),無し	m2	46,500				
除草	人力	m2	3,300				
集草	人力	m2	49,800				
積込・荷卸	ダンプトラック 2t積級 梱包無し	m2	49,800				
運搬(堤防除草)	ダンプトラック(オンロード・テーブル・2t積), 梱包無し,有り,12.0km以下,全ての 費用	千m2	50				
処分費(t)		t	31				単 17号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号		草刈業務		R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要		
除草	肩掛式(カッタ径255mm),無し	m2	46,500						
除草	人力	m2	3,300						
集草	人力	m2	49,800						
積込・荷卸	ダンプトラック 2t積級 梱包無し	m2	49,800						
運搬(堤防除草)	ダンプトラック(オンロード・テーブル・2t積), 梱包無し,有り,12.0km以下,全ての 費用	千m2	50						
処分費(t)		t	31					単 17号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 9号	小規模修繕業務	R7年度 間接費対象外					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
小破修繕業務		式	1				
小破工事業務		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 10号	小規模修繕業務	R8年度 間接費対象外					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
小破修繕業務		式	1				
小破工事業務		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 11号	通報初動対応	平日(8:30~17:15) : R7年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
平日 (8:30~17:15)		日					単 18号	
平日(6月から9月まで) (8:30~17:15)		日					単 19号	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.250-00000 0.0 0

内 12号	通報初動対応	夜間および休日 : R7年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
通報初動対応 夜間および休日		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 13号	通報初動対応	平日(8:30~17:15) : R8年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
平日 (8:30~17:15)		日					単 18号	
平日(6月から9月まで) (8:30~17:15)		日					単 20号	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.250-00000 0.0 0

内 14号	通報初動対応	夜間および休日:R8年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
通報初動対応 夜間および休日		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 15号	管路等調査業務	管路等:R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
TVカメラ搭載車(2t)運転工 取付管		時間					単 21号
ライトバン(1,500cc)運転工 マンホール等目視		時間					単 22号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 16号	管路等調査業務	管路等:R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管路等調査業務		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 17号	管路等調査業務	管路等:R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
TVカメラ搭載車(2t)運転工 取付管		時間					単 21号
ライトバン(1,500cc)運転工 マンホール等目視		時間					単 22号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 18号	管路等調査業務	管路等:R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管路等調査業務		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 19号	管路等清掃業務	R7年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
高压洗浄車運転工147kw, 4t		時間					単 23号	
揚泥車運転工147kw, 4t		時間					単 24号	
洗浄水		m3	1,240					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 20号	管路等清掃業務	R7年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
管路等清掃業務		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 21号	管路等清掃業務	R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
高压洗浄車運転工147kw, 4t		時間					単 23号
揚泥車運転工147kw, 4t		時間					単 24号
洗浄水		m3	1,240				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 22号	管路等清掃業務	R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管路等清掃業務		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 23号	応急修繕業務	R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
全天候型常温合材		袋	750				
再生クラッシュラン RC-40		m3	30				
タンパ 運転工 (60kg~80kg)		時間					単 25号
タンパ トラック運転2t積級		時間					単 26号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 24号	応急修繕業務	R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
応急修繕業務 変動費		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 25号	応急修繕業務	R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
全天候型常温合材		袋	750				
再生クラッシュラン RC-40		m3	30				
タンパ 運転工 (60kg~80kg)		時間					単 25号
タンパ トラック運転2t積級		時間					単 26号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 26号	応急修繕業務	R8年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
応急修繕業務 変動費		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 27号	非常時緊急対応業務	R7年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現地対応作業 ポンプ運転工		回	3				単 27号	
現地対応作業 ポンプ仮設・撤去工		回	3				単 28号	
現地確認作業		回	3				単 29号	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 28号	非常時緊急対応業務	R8年度						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現地対応作業 ポンプ運転工		回	3				単 27号	
現地対応作業 ポンプ仮設・撤去工		回	3				単 28号	
現地確認作業		回	3				単 29号	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 29号	雨天時放流水水質調査業務	R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
測量技師		人					
測量技師補		人					
普通作業員		人					
ライトバン運転工		日					単 30号
流量計賃料 2台×30日(水位-流速式)		式	1				
生物化学的酸素要求量 (BOD)		検体	39				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 30号	雨天時放流水水質調査業務	R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
測量技師		人					
測量技師補		人					
普通作業員		人					
ライトバン運転工		日					単 30号
流量計賃料 2台×30日(水位-流速式)		式	1				
生物化学的酸素要求量 (BOD)		検体	39				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 31号	統括管理業務	R7年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
測量主任技師		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
報告書作成		式	1				単 31号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 32号	統括管理業務	R8年度					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
測量主任技師		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
報告書作成		式	1				単 31号
合計							

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 1号	マンホールおよび蓋点検工		単位	箇所	単位数量	30	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	普通作業員		人					
	ライトバン (1,500cc) 運転工 56kw, 1,500cc		日					単 32号
	合計							
	単価							円/箇所

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 2号	報告書作成		単位	箇所	単位数量	80	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価						円/箇所	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	点検の計画準備		単位	箇所	単位数量	21	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	点検整備工		人					
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価							円/箇所

2次単価表

単価使用年月	2024. 12
歩掛適用年月	2024. 12
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	機械設備点検（引上げ式ゲート）		単位	箇所	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	点検整備工		人					
	補助材料		式	1				
	合計							
	単価							円／箇所

2次単価表

単価使用年月	2024. 12
歩掛適用年月	2024. 12
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	機械設備点検（ブラップゲート）		単位	箇所	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	点検整備工		人					
	補助材料		式	1				
	合計							
	単価							円／箇所

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 6号	土木構造物点検		単位	箇所	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	普通作業員		人					
	ライトバン (1,500cc) 運転工 56kw, 1,500cc		日					単 32号
	合計							
	単価							円/箇所

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 7号	点検結果の整理		単位	箇所	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	点検整備工		人					
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価							円/箇所

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 8号	報告書作成		単位	箇所	単位数量	21	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価						円/箇所	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 9号	打合せ		単位	回	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価						円/回	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 10号	本管TVカメラ調査 内径150~800mm未満		単位	m	単位数量	280	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	普通作業員		人					
	TVカメラ搭載車 (2t)運転工 (本管用)		日					単 33号
	合計							
	単価							円/m

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 11号	本管潜行目視調査 内径800mm以上		単位	m	単位数量	500	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	普通作業員		人					
	ライトハン(1,500cc)運転工		日					単 34号
	合計							
	単価							円/m

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
	高压洗浄車清掃工 固定費		単位	m		20,600		
	高压洗浄車清掃工 φ250以下, 土砂深率5%		m	2,000				単 35号
	高压洗浄車清掃工 φ300, 土砂深率5%		m	7,300				単 36号
	高压洗浄車清掃工 φ350, 土砂深率5%		m	500				単 37号
	高压洗浄車清掃工 φ400, 土砂深率5%		m	2,300				単 38号
	高压洗浄車清掃工 φ450, 土砂深率5%		m	300				単 39号
	高压洗浄車清掃工 φ500, 土砂深率5%		m	1,700				単 40号
	高压洗浄車清掃工 φ600, 土砂深率5%		m	1,500				単 41号
	高压洗浄車清掃工 φ700, 土砂深率5%		m	600				単 42号
	吸引車清掃工 φ800, 土砂深率5%		m	1,500				単 43号
	吸引車清掃工 φ900, 土砂深率5%		m	800				単 44号
	吸引車清掃工 φ1000, 土砂深率5%		m	500				単 45号
	吸引車清掃工 φ1100, 土砂深率5%		m	200				単 46号

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
	高压洗淨車清掃工 固定費		単位	m	単位数量	20,600	単価	
	吸引車清掃工 φ1200, 土砂深率5%		m	1,200				単 47号
	吸引車清掃工 φ1350, 土砂深率5%		m	200				単 48号
	合計							
	単価						円/m	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 13号	汚泥運搬 (揚泥車運搬工, 4t) 147kw, 4t 固定費	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	揚泥社運転工 147kw, 4t		時間				単 49号
	合計						
	単価						円/m3

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 14号	水替工 止水フラグ費		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	止水フラグ 損料 φ150mm		日					
	止水フラグ 損料 φ200mm		日					
	止水フラグ 損料 φ250mm		日					
	止水フラグ 損料 φ300mm		日					
	止水フラグ 損料 φ350mm		日					
	止水フラグ 損料 φ400mm		日					
	止水フラグ 損料 φ450mm		日					
	止水フラグ 損料 φ500mm		日					
	止水フラグ 損料 φ600mm		日					
	止水フラグ 損料 φ700mm		日					
	合計							

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 15号	報告書作成工 本管TVカク調査		単位	m	単位数量	560	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価						円/m	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 16号	報告書作成工 本管潜行目視調査		単位	m	単位数量	1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							
	単価						円/m	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 17号	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費	処分費 (刈草) 河辺豊成		t	100				
合計								
単価							円/t	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 18号	平日 (8:30~17:15)		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人					
普通作業員			人					
普通作業員			人					
交通誘導警備員B			人					
合計								
単価								円/日

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 19号	平日 (6月から9月まで) (8:30~17:15)		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人					
	普通作業員		人					
	普通作業員		人					
	交通誘導警備員B		人					
	合計							
	単価							円/日

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 20号	平日 (6月から9月まで) (8:30~17:15)		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人					
	普通作業員		人					
	普通作業員		人					
	交通誘導警備員B		人					
	合計							
	単価							円/日

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 21号	TVカメラ搭載車(2t)運転工 取付管	条件	単位	時間	単位数量	金額	単価	摘要
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
ガソリン レギュラー		L	27					
TVカメラ搭載車損料		時間						
合計								
単価								円/時間

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 22号	ライトバン(1,500cc)運転工 マンホール等目視	条件	単位	時間	単位数量	金額	単価	摘要
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
ガソリン レギュラー		L	7.8					
ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	機械条件: 供用日当り損料	日						
合計								
単価								円/時間

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 23号	高压洗浄車運転工147kw, 4t		単位	時間	単位数量	8	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油 ハ°トロール給油			L	39				
高压洗浄車損料			時間					
合計								
単価							円/時間	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 24号	揚泥車運転工147kw, 4t		単位	時間	単位数量	8	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油 ハ°トロール給油			L	45.6				
揚泥車損料 147kw, 4t			時間					
合計								
単価							円/時間	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 25号	タンパ° 運転工 (60kg~80kg)	条件	単位	時間	単位数量	金額	単価	摘要
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
カ° ソリン レギ° ュラー		L	5.4					
タンパ° 及びランマ 質量 60~80kg		日						
合計								
単価								円/時間

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 26号	タンクトラック運転2t積級		単位	時間	単位数量	8	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油 パトロール給油		L	26				
	タンクトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級	機械条件: 供用日当り損料	日					
	タイヤ損耗費2t積級		日					
	合計							
	単価						円/時間	

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 27号	現地対応作業 ポンプ運転工		単位	回	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	特殊作業員		人					
	発電機運転工		日					単 50号
	ポンプ 損料		日					単 51号
	合計							
	単価							円/回

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 28号	現地対応作業 ポンプ仮設・撤去工		単位	回	単価数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	198				
	普通作業員		人					
	土木一般世話役		人					
	トラック クレーン装置付2.9t吊2t積		日					
	合計							
	単価							円/回

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 29号	現地確認作業		単位	回	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	普通作業員		人					
	ライトバン (1,500cc) 運転工 56kw, 1,500cc		日					単 32号
	合計							
	単価							円/回

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 30号	名称・規格	条件	単位	日	単位数量	金額	単価	摘要
	ライトバン運転工		単位	日		1	単価	
	ライトバン (1,500cc) 運転工 56kw, 1,500cc		日					単 52号
	合計							
	単価							円/日

2次単価表

単価使用年月	2024.12
歩掛適用年月	2024.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 31号	報告書作成		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量主任技師		人					
	測量技師		人					
	測量技師補		人					
	合計							

質問および回答について

1 工事（委託）名 秋田市下水道管路維持管理包括業務委託

2 入札書締切日 令和 7 年 1 月 28 日（火）

3 質問・回答

(1) 質問 本設計図書に対する質問は、以下のとおり行うものとします。

ア 提出期限 令和 7 年 1 月 21 日（火） 午後0時（正午）まで

イ 方法 入札参加資格を有する者で、質問のある者は、内容を簡潔にまとめ質問書（様式集より）に記入のうえ、電子メールでのファイル添付にて、3(1)エの提出先に提出してください。

なお、口頭や電話での受付は行いません。

また、電子メールでの提出に際し、件名を「質問書」としてください。

当該電子メールにて到着確認のメールを返信しますので、返信がない場合は、速やかに下記の提出先まで連絡してください。

ウ 質問書様式 秋田市上下水道局ホームページ（質問書様式）

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/jigyosha/1042089/1044826.html>

エ 提出先 秋田市上下水道局下水道整備課

[電話]018-864-1455 [E-Mail]ro-swcs@city.akita.lg.jp

(2) 回答 質問への回答は、以下のとおり行うものとします。

ア 回答期限 令和 7 年 1 月 23 日（木）

イ 方法 回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、下記ホームページへ掲載します。

回答では、質問者の企業名等は公表しないものとします。

秋田市上下水道局ホームページ（回答の掲載）

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/jigyosha/1042089/1044826.html>